



Title	市民を主体とした近現代建築の保存活用 : 建物に蓄積する「記憶」の作用に着目して
Author(s)	古玉, 颯
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	学士(文学)
Issue Date	2022-03-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/84566
Type	bachelor thesis
File Information	2021Kodama.pdf



令和3年度卒業論文

市民を主体とした近現代建築の保存活用
—建物に蓄積する「記憶」の作用に着目して—

人文科学科 人間システム科学コース

地域科学研究室

指導教員 宮内 泰介

学生番号 01182144

氏名 古玉 颯

1 はじめに	2
1-1 研究の背景と目的	2
1-2 調査地・調査団体ならびに調査方法の概要	3
2 現在の文化財を取り巻く状況	8
2-1 日本における文化財等保護制度の歴史と“文化財”概念の拡充	8
2-1-1 文化財保護法成立以前の諸制度について	8
2-1-2 文化財保護法の成立とその改正	9
2-1-3 近代化産業遺産群の選定	13
2-1-4 歴史まちづくり法と「日本遺産」制度	14
2-2 戦後建築の保存活用	16
2-3 文化財としての旧三菱合資会社と旧絵鞆小学校の位置づけ	18
3 建物にまつわる様々な「記憶」	19
3-1 「場所」と「記憶」	19
3-2 旧三菱合資会社の保存活用	20
3-3 旧絵鞆小学校の保存活用	29
4 市民が近現代建築を保存活用するという事	35
4-1 「むろらん100年」のこれまでの活動	35
4-2 多様な方向性をもつ会員	36
4-3 活動資金の調達	38
4-4 地方都市の文化財行政・観光振興と市民団体—令和以後に向けて	41
5 結論	46
参考文献	48

1 はじめに

1-1 研究の背景と目的

日本の文化財保護制度は、文化財保護法の法改正などにより、1975（昭和 50）年の「伝統的建造物群」制度や 2004（平成 16）年の「文化的景観」概念など、新たな文化財の概念を創出しながら、保護の対象となる範囲を拡充させてきた。加えて、特に平成以降、社会情勢の変化に伴う都市開発等により未指定の文化財が喪失していったことを踏まえ、経済産業省の「近代化産業遺産群」や文化庁の「日本遺産」など、新たな文化財保護・建造物保護の制度が始まった。

こうした諸制度により、その価値が認められるようになった文化財・建造物が存在する一方で、第二次大戦後に建てられた建築等、その価値が十分に議論されないまま喪失してしまうものも少なくない。

このような現状を踏まえ、たとえば青森県弘前市の近代建築群を調査した小野ほか（2011）は、それらの建築群が、市民の記憶やライフヒストリーが蓄積することで、地域の象徴として捉えられていることを明らかにした。こうした、市民や利用者の記憶やライフヒストリー、愛着といった要素は、文化財制度など既存の価値づけの観点からは測ることのできない社会的・文化的価値であるといえる。

上述の小野ほか（2011）が対象としたのは市庁舎や市民会館といった公共施設が主で、多くの市民が日常生活で利用していた。しかし、近現代建築¹の実際の保存活用事例では、会社の社屋や住居など、それまで一般市民が利用する機会のなかった建物も多い。

また、近現代建築、特に戦後建築²を保存活用する場合、活用しながら使い続けるという性質上、耐震改修等で莫大な資金が必要となる場合が多く、所有する企業や行政機関が主体となっている事例がほとんどである。しかし、文化庁により、NPO 団体法人や市民団体等による文化財建造物の保存活用を支援する事業³が実施されるなど、企業や行政機関以外の主体による保存活用が注目されている。

そこで、本研究では、実際に近現代建築を保存活用している市民団体を取り上げ、その活動や保存への経緯をまとめるとともに、建物に対する市民・来訪者の多様な「記憶」の蓄積が、活動の動機付けや指針としての役割を果たしていることを明らかにする。また、市民団体が近現代建築を保存活用するうえでの困難や、行政

¹ 本稿では、19 世紀後半以降に建てられた建築を総称して「近現代建築」とする。

² 本稿では、第二次大戦の終戦後から、おおむね 1970 年代までに日本で建築され、文化的・意匠的・芸術的価値といった様々な観点からみて保存の対象となる建造物のことを「戦後建築」とする。

³ 「NPO 等による文化財建造物管理活用の自立支援モデル検討事業」（2016 年開始）など。

に対するオルタナティブとして果たす役割について明らかにし、今後の文化財行政・観光振興における、行政との協同の在り方について考察する。

1-2 調査地・調査団体ならびに調査方法の概要

本研究の調査地である室蘭市は、北海道の中南部に位置し、胆振総合振興局の所在地である。2021（令和3）年1月現在の人口は81,579人であり、10年前の2011（平成23）年3月時点の94,216人から15%ほど人口が減少している⁴。市の面積は80.88km²で、東室蘭駅などが立地する蘭東地域、室蘭ICなどが立地する蘭北地域、室蘭市役所など官公庁が集積する蘭西地域の大きく3地域に分けられる（図1）⁵。旧三菱合資会社や旧絵鞆小学校が所在するのは蘭西地域であり、2021（令和3）年10月現在の人口は19,671人と、同じく10年前の2011（平成23）年10月時点の24,912人から20%以上の人口が減少しており、室蘭市全体と比較して人口減少率が高いといえる⁶。

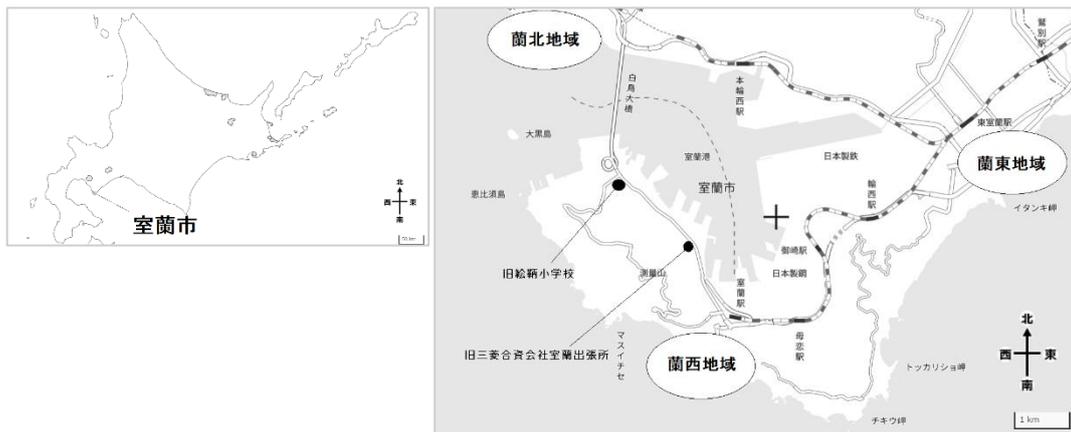


図 1 研究対象地域

（出所）地理院地図により筆者作成

以上のように、蘭西地区は室蘭市のなかでも人口減少率が比較的高いが、室蘭港フェリーターミナル等の交通・流通拠点、道の駅「みたら室蘭」や地球岬といった観光・景観資源が豊富である。さらには、旧三菱合資会社や旧室蘭駅舎など、日本遺産「炭鉄港」の構成遺産が多く所在していることから、交流人口の増加や観光資源のさらなる活用が目指されている（室蘭市 2020）。

⁴ 室蘭市の各年の人口は住民基本台帳に基づく。

⁵ 市の地域区分は、「室蘭市都市計画マスタープラン」（2020年3月制定）に基づく。

⁶ 蘭西地域の人口は、室蘭市ホームページ「町別の人口と世帯数（日本人のみ）」に基づく。

本研究では、室蘭市において、市民を中心として歴史的建造物等の保存活用や観光事業等を行っている、一般社団法人「むろらん100年建造物保存活用会」（以下、「むろらん100年」とする）を調査対象とする。

「むろらん100年」は、2014（平成26）年4月、室蘭市緑町に所在する歴史的建造物「旧三菱合資会社室蘭出張所」（以下、「旧三菱合資会社」とする）を買収・保存するために発足した。2020（令和2）年には、室蘭市祝津町に所在する旧絵鞆小学校（以下、「旧絵鞆小」とする）を室蘭市から買収し、その保存活用を行っている。加えて、旧三菱合資会社、旧絵鞆小を中心に、室蘭市の歴史や歴史的建造物、文化についての講演会やまちあるきイベントなどを主催してきた。2015年には、「サポーターズクラブ」制度を設け、活動資金を募るとともに、室蘭市だけでなく、日本全国に「むろらん100年」の活動を広めている。図2に旧三菱合資会社、旧絵鞆小の写真を示した。



図2 旧三菱合資会社室蘭出張所（上）

旧絵鞆小学校（下）

（出所）筆者撮影

2019（令和元）年5月20日には、文化庁の文化財制度「日本遺産」に、室蘭市をはじめとする道内12市町にまたがる「本邦国策を北海道に観よ！～北の産業革命『炭鉄港』～」が認定された。表1に、その構成文化財の一覧を示したが、「むろらん100年」が買収し、保存活用している旧三菱合資会社も、そのひとつである。

表1 日本遺産「炭鉄港」の構成文化財一覧

市町村	構成文化財
空知エリア	
赤平市	空知川露頭炭層
〃	北炭赤間炭鉱ズリ山（ズリ山階段）
〃	住友赤平炭鉱立坑櫓・周辺施設
芦別市	旧三井芦別鉄道炭山川橋梁
〃	旧頼城小学校（星槎大学）校舎及び体育館
安平町	蒸気機関車 D51—320 号機
岩見沢市	旧北海道炭礦鉄道岩見沢工場
〃	岩見沢操車場跡
〃	炭鉱の記憶マネジメントセンター石蔵
〃	朝日駅舎
栗山町	小林酒造建造物群
月形町	旧樺戸集治監本庁舎（月形樺戸博物館）
沼田町	クラウド 15 号蒸気機関車
美唄市	美唄鉄道東明駅舎/4110 形式蹂躪連結タンク機関車 2 号
〃	三菱美唄炭鉱立坑櫓
〃	旧栄小学校（アルテピアッツァ美唄）
〃	人民裁判の絵
三笠市	北炭幌内炭鉱音羽坑
〃	空知集治監典獄官舎レンガ煙突
〃	幌内変電所
〃	北炭幾春別炭鉱錦立坑櫓
〃	北炭新幌内砒坑口
〃	唐松駅舎
〃	住友奔別炭鉱立坑櫓・周辺施設
〃	三笠市役所庁舎

夕張市	石炭大露頭「夕張 24 尺層」/旧北炭夕張炭鉱模擬坑道
〃	旧北炭夕張炭鉱天龍坑
〃	採炭救国坑夫の像（進発の像）
〃	旧北炭鹿ノ谷倶楽部（夕張鹿鳴館）
〃	旧北炭滝ノ上水力発電所
〃	旧北炭清水沢水力発電所
小樽エリア	
小樽市	小樽港北防波堤
〃	北炭ローダー基礎
〃	色内銀行街
〃	手宮線跡及び付属施設
〃	旧手宮鉄道施設
〃	小樽中央市場
室蘭エリア	
室蘭市	旧室蘭駅舎
〃	旧三菱合資会社室蘭出張所
〃	旧北炭室蘭海員倶楽部
〃	工場景観と企業城下町のまちなみ
〃	瑞泉閣
〃	旧火力発電所（日本製鋼所）
〃	日本製鋼所室蘭製作所製造 複葉機エンジン「室 0 号」
〃	恵比寿・大黒天像

（出典）炭鉄港推進協議会（2021）より筆者作成

「炭鉄港」は、空知・小樽・室蘭の三都に所在する文化財を結ぶストーリーであり、空知の「石炭」、小樽の「港湾」、室蘭の「鉄鋼」、そして、これらをつなぐ「鉄道」を軸としている。表 1 からわかるように、全 12 市町にわたる 45 の文化財で構成されており、炭層や坑口、蒸気機関車や駅舎、港湾施設や製鋼所、工場景観に至るまで、その種類も多様である。

本研究では、文献調査と聞き取り調査を採用した。文献調査では、過去の新聞記事や室蘭市のホームページ、文献などから、室蘭市の文化財行政や近代建築の保存活用にかかわる歴史をまとめた。また、「むろらん 100 年」のホームページや Facebook、新聞記事等から、これまでの活動記録や設立の経緯などを調査した。

聞き取り調査では、2021 年 9 月 30 日に、室蘭市の文化財を扱っている室蘭市教育委員会生涯学習課の松田宏介さんにオンライン上で聞き取りを行った。次いで、

同年10月1日に「むろらん100年」の代表理事である村田正望さんに、現地（旧三菱合資会社）にて聞き取りを行った。また、同年10月4日に、室蘭市経済部観光課の丸田之人さんに現地（室蘭市役所）にて聞き取りを行った。加えて、同年11月19日には、「むろらん100年」代表理事の村田正望さんに、追加調査という形で、文面（メール）にて質問事項への回答を頂いた。また、同年12月9日に、旧絵鞆グラウンドの売却に係る議会⁷を傍聴するとともに、「むろらん100年」村田代表理事に現地（旧三菱合資会社）にて再度、お話を伺った。

以上に加え、2020年7月6日、8日に「むろらん100年」理事である三木真由美さんへそれぞれ文面（メール）での聞き取り調査、オンラインでの聞き取り調査を行った。

本稿の構成としては、第2章において、現代の日本において文化財や戦後建築がおかれている状況を、文化財保護の観点から説明する。続く第3章では、「むろらん100年」が直接的に関わるふたつの建造物の保存活用において、それらに関する「記憶」が果たした役割について述べる。第4章では、市民による建造物の保存活動について、「むろらん100年」を例に継続要因や団体構成を考察するとともに、行政への聞き取り結果をもとに、室蘭市における今後の文化財行政・観光振興について述べる。最後に第5章で本稿の知見をまとめ、これからの文化財資源の活用について提言する。

⁷ 令和3年第4回室蘭市議会総務常任委員会（令和3年12月9日）

2 現在の文化財を取り巻く状況

2-1 日本における文化財等保護制度の歴史と“文化財”概念の拡充

2-1-1 文化財保護法成立以前の諸制度について

本章では、2020年代を迎えた現在、文化財がどのような状況に置かれているかを把握したい。具体的には、文化財保護法といった、日本における文化財保護制度の歴史を概観するとともに、「日本遺産」のような、比較的新しい文化財保護制度についても説明する。加えて、旧絵鞆小のような戦後建築の保存活用の現状と、保存活用における様々な困難について述べたい。

現在まで引き継がれている文化財保護法は、1950（昭和25）年に施行された。本法は、従来の制度で保護対象とされていたものに加え、新たに無形文化財や埋蔵文化財を文化財として定義したことから、日本の文化財保護の歴史において画期的な法律であったとされる（境野ほか 2010）。

しかし、「文化財を保護する」という概念は、文化財保護法の制定以前より存在しており、文化財保護法は、第2次世界大戦以前に施行されていた複数の法律を統合し、その内容を大きく改正したものである。

まず、1897（明治30）年に制定、施行された「古社寺保存法」は、古社寺の建造物および宝物類の保存を目的とするもので、そのなかでも特に「歴史ノ証徴又ハ美術ノ規範」となるようなものについては、特別保護建造物または国宝の資格あるものとされた。また、それら建造物および宝物の維持修理が不可能な社寺については保存金の補助がなされた。本法は、対象が社寺にかかわるものに限定されていたものの、国による重要な文化財の指定や文化財の保存のための国の助成を初めて法律として制度化したという点で、日本における文化財保護制度の原型をなすものであった（中村 2000）。

一方、遺跡・名勝地等の記念物については、1919（大正8）年に「史蹟名勝天然記念物保存法」が制定、施行され、それらの保存が目指された。具体的には、史蹟・名勝・天然記念物について内務大臣が指定することおよび保存のために緊急の必要がある場合は地方長官が仮指定できること（第1条）、それら史蹟・名勝・天然記念物の現状を変更する等の行為については地方長官の許可を得なければならないこと（第3条）等が定められた。

加えて、1897（明治30）年に施行された「古社寺保存法」が社寺にかかわる建造物および宝物類の保存に限定していたことに対し、国が有する城郭建築や旧大名家のもつ物件などについても保護は必要とされることから、「古社寺保存法」を廃止し、1929（昭和4）年に「国宝保存法」が制定、施行された。本法では、社寺が所

有するものに限らず、建造物、宝物その他の重要な文化財をすべて国宝とし、「古社寺保存法」において特別保護建造物または国宝とされたものは、「国宝保存法」においても国宝として指定されたものとみなされた。また、それら国宝の外国への輸出や本土外への移出が禁止された。

上述の「国宝保存法」において、国宝の外国への輸出や本土外への移出は禁止されたが、昭和初年における経済状態の悪化に伴う円為替安などから、未指定の古美術品等の海外流出が激増した。それら美術品の海外流出を防止することを目的に、1933（昭和8）年に「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が制定、施行された。本法は1950（昭和25）年の文化財保護法制定に伴い廃止されたが、その効力は当分の間有するものとされた。しかし、緊急措置として認定されたために、その価値が定かでない美術品も多数指定されることとなり、今日に至るまで、重要美術品の認定の取消・重要文化財の指定（格上げ指定）⁸が行われている（文化庁1999）。

2-1-2 文化財保護法の成立とその改正

前項のとおり、文化財保護法の成立以前にも、有形文化財を保護する法律（古社寺保存法、国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律）や史跡名勝天然記念物を保護する法律（史蹟名勝天然記念物保存法）は存在していた。

しかし、1950（昭和25）年に文化財保護法が制定、施行されると、有形文化財、史跡名勝天然記念物に加え、「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」すなわち「無形文化財」が保護対象とされた。また、土地に埋蔵されているものについては、それまで明治32年制定の遺失物法においてその取扱が定められていたものを、「埋蔵文化財」として新たに類型化し、発掘にかかわる届出制などを定めた。

1954（昭和29）年には早くも文化財保護法の改正が行われたが、ここではまず、1950（昭和20）年度に新たに定められた「無形文化財」について指定制度を設け、そのなかでも特に重要なものを「重要無形文化財」とし、その保持者や保持団体に対して助成金を交付することとした。また、従来、有形文化財に含まれていた民俗資料は、芸術的価値を中心とする見方から重要文化財に指定されることはなかった。そこで、それらを独立した文化財のかたちとし、「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件でわが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」と定義づけ、そのなかでも特に重要なものを「重要民俗資料」とする指定制度を設けた。そして、1950（昭和20）年度の法令において新たに取扱等が制度化された「埋蔵文化財」が、有

⁸ ここでいう「重要文化財」とは、現行の文化財保護法のもとでの「重要文化財」と同一である。

形文化財から独立し、法のなかにおいて一つの章として扱われるようになった。このように、新法の成立からわずか3年で「民俗資料」および「埋蔵文化財」という新たな文化財の類型が確立することとなったが、これは、文化財概念が、芸術的価値を中心とするものからその範囲を変化・拡大していったことを示しているともいえる（塚本 1991）。

1975（昭和 50）年の改正では、まず 1954（昭和 29）年の改正で加えられた「民俗資料」が「民俗文化財」と改められ、それまで「重要民俗資料」とされていたものは「重要有形民俗文化財」とされた。また、新たに無形の民俗文化財についても指定制度を設け、重要なものは「重要無形民俗文化財」とされた。加えて、文化財の保存や修理等に欠くことのできない技術を「選定保存技術」とし、その保持者・保持団体への援助等の制度を設けた。

そして、当時の日本においては、社会情勢の変化により生活様式等も急速に変化していったことから、旧来の町並みや集落景観も変化していった。昭和 43 年には金沢市で「金沢市伝統環境保存条例」、倉敷市で「倉敷市伝統美観保存条例」がそれぞれ制定されたことなどから景観保存に関する議論がすすみ（中村 2000）、「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」を「伝統的建造物群」とする制度が発足した。本制度は、有形文化財の単体保護を基本としてきた従来の制度と異なり、文化的価値を有するものと「一体をなしてその価値を形成している環境（＝伝統的建造物群保存地区）」を含めて保護するという点、そして、国ではなく、市町村が主体となって保存地区を定めることができるという点で、文化財保護における新たな形を示したものといえる。また、「伝統的建造物群保存地区」のなかでも特に価値の高いものは「重要伝統的建造物群保存地区」とされ、2021（令和 3）年 8 月現在でのべ 126 地区が指定されるなど⁹、日本全国における歴史的な集落・町並みの保存において大きな役割を果たしている。

1996（平成 8）年の改正では、登録文化財制度が創設された。これは、「重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護」を行っていた従来の重要文化財等の制度とは異なり、「届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じ」る¹⁰ことで、都市開発と生活様式の変化から急速に失われつつある、文化財としての価値をもつ建造物の保護を目指した。指定される文化財と比較して、所有者

⁹ 文化庁「重要伝統的建造物群保存地区」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/judenken_ichiran.html
を参照（2021 年 11 月 22 日最終閲覧）。

¹⁰ 文化庁「登録有形文化財（建造物）」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei_kenzobutsu/ より（2021 年 11 月 23 日最終閲覧）。

によって、ある程度の改変が行えることから、実際に「使い続けながら」建造物の保護ができるとされる。

2004（平成16）年の改正では、まず、1996（平成8）年の改正で創設された登録文化財制度が拡充され、建造物以外の有形文化財（美術工芸品等）、有形民俗文化財、記念物（遺跡・名勝地・動物植物地質鉱物）についてもそれぞれ登録制度が設けられた。加えて、1975（昭和50）年の改正で定められた「民俗文化財」に、従来の風俗慣習および民俗芸能に加え、「地域において伝承されてきた生活や生産に関する鉄・木材等を用いた用具、用品等の製作技術」である「民俗技術」が追加され、「民俗文化財」という概念がより多面的に捉えられるようになった。

そして、同改正では、「文化的景観」という概念が登場し、新たに文化財の体系に加えられることとなった。「文化的景観」とは、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの¹¹」を指し、特定の建造物やモノを指定する従来の文化財とは異なり、「一関本寺の農村景観」や「姨捨の棚田」といったように、面的に、ある一定の地域を文化財として捉えていることに特徴がある。

そもそも文化的景観は、1987年以降、UNESCOの世界遺産委員会で cultural landscape として定義されたことを契機とし、1994（平成4）年の世界遺産委員会により、世界遺産の一つのカテゴリーとして登録されるに至った（山村ほか 2004）¹²。また、日本においても、主として1990年代以降、棚田・里山の保全活動が活発化し、文化的景観のもつ多面的機能が注目されはじめていた。こうして国内外を問わず文化的景観の保護に対する要望が高まっていることを受け、それに応えるかたちで法改正がなされた（文化庁文化財部記念物課 2005）。

重要文化的景観の選定基準は以下の9つに定められている。

¹¹ 文化庁「文化的景観」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/keikan/index.html> より（2021年11月23日最終閲覧）。

¹² 世界遺産条約における文化的景観は

①「意匠された景観」・・・庭園や公園など

②「有機的に進化する景観」・・・(1) 棚田など、産業と関連する景観 (2) 遺跡の周囲に残る化石景観

③「関連する景観」・・・信仰や宗教、文学や芸術などと関連する景観 の3つのカテゴリーに分類され、文化財保護法における「文化的景観」は、②の(1)に該当することとなる。

- 一… (1) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
(2) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
(3) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
(4) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
(5) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
(6) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
(7) 道・広場などの流通・往来に関する景観地
(8) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地
- 二…前項各号に掲げるものが複合した景観地

日本の文化的景観の定義は、海外の文化的景観に関する定義¹³と比較して、「都市や集落など、かならずしも「自然」が前面に出ないような風景地においても、文化的景観が対象として指定されることも可能」であることがユニークであるとされる（西村 2009）。しかし、2004（平成 16）年の法改正時点では、前に示した選定基準のうちの（1）～（5）、すなわち第 1 次産業に関してのみ調査が実施され、その後、2008 年には（6）～（8）の調査が行われた（文化庁文化財部記念物課 2010）。このように、文化財としての文化的景観という概念は、第 1 次産業から出発し、第 2 次・第 3 次産業が作り出す景観へと、その対象が拡大されていったのである。

最後に、文化財保護法は 2021（令和 3）年にも大きく改正された。本改正では、2004（平成 16）年の改正で登録文化財制度の対象が拡充されたのに続き、新たに無形文化財、無形の民俗文化財についても登録制度が設けられた。これは、かねてより「過疎化や急速な少子高齢化などによる担い手不足」¹⁴が続くなか、多様な無形の文化財について「新型コロナウイルス感染症の影響を受けて開催や公演等の機会が減少」¹⁵していることから、それら無形の文化財を迅速に保護し、支援を図ることを主たる目的としている。

以上に見てきたように、文化財保護法は、その改正とともに対象となる文化財の範囲を拡大してきた。そして、その背景には、急速に変化する社会情勢とともに失われていく文化財の存在と、「文化財」という概念について、社会におけるそれらの実際の在り方をふまえ、その範囲を拡充させるかたちで議論され続けてきたという経緯があるだろう。

¹³ たとえば、「世界遺産条約履行のための作業指針（2005 年大改訂）」が定義する「自然と人間との協働作品」や欧州風景条約（フローレンス条約、2000 年）が定義する「その特徴が自然又は人間的要素の作用及び相互作用の結果として、人びとに知覚されている地域」。西村（2009）参照。

¹⁴ 「第 204 回国会文部科学委員会会議録第 9 号」（令和 3 年 4 月 7 日）における萩生田光一文部科学大臣の発言。

¹⁵ 同上。

2-1-3 近代化産業遺産群の選定

前項では、文化財保護法の改正と、それに伴う文化財体系の拡充について述べた。しかし、文化財保護法の体系とは別に、近代化産業遺産というカテゴリーのもとで、遺産群の取りまとめが行われている。

近代化産業遺産とは、「我が国の産業近代化の過程を物語る存在¹⁶」としての建築物、機械、文書のことを指し、第1次～第2次産業から交通、土木、公共建築、軍事施設に至るまで、様々な分野において、経済産業省により選定が行われている。そもそも、近代化産業遺産とは、1970年代頃に、欧米における industrial heritage の概念を持ち込んだ「産業遺産」と、1990年から文化庁によって用いられ始めた「近代化遺産」という2つの概念を組み合わせたものである（森嶋 2011）。もともと欧米では、20世紀半ばまで製鉄産業で栄えたコールブルックディールー帯を、様々な産業遺産を結びつけて野外博物館化した「アイアン・ブリッジ・ジョージ博物館」（イギリス・シュロップシャー、1970年開館）のように、遺産や文化財をただ展示するだけでなく、当時の技術や人びとの暮らしなどを含めて、町づくり・地域づくりを行いながら総合的な保存と活用を目指すのが主流となっていた（日本産業遺産研究会＋文化庁歴史的建造物調査研究会 1998）。

日本では、先に述べたように、1990年から文化庁により「近代化遺産」という概念が用いられはじめ、1996（平成8）年の文化財保護法改正による登録文化財制度の創設は、こうした近代化遺産を主要な対象の一つとし、その保護を図ったものであるとされる（森嶋 2014b）。当初は、「近代化産業遺産」ではなく「近代化遺産」として、文化庁により「近代化遺産総合調査」等が行われていた。しかし、この調査の後、地域活性化に役立てることを目的として、経済産業省により「近代化産業遺産群」が新たに取りまとめられた。この「近代化産業遺産群」は、2007（平成19）年とその翌年にそれぞれ33件ずつ認定されたが、「地域史・産業史のストーリーを軸に整理・編集し、地域において活性化の取組みに活用しやすい形にまとめ」ている（経済産業省 2007）点で、文化庁が行っている「近代化遺産総合調査」とは趣旨を異にする。

以上のように、経済産業省による「近代化産業遺産群」の選定は、複数の産業遺産をネットワーク状に繋げ、ストーリー性をするものであり、文化庁による文化財保護法改正と併せて、文化財という概念、そして、それらを保存・活用する方法自体を拡充させたといえる。しかし、「近代化産業遺産群」は、幕末から戦前の産業

¹⁶ 経済産業省「近代化産業遺産」
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/creative/kindaikasangyoisan/index.html を参照（2021年11月23日最終閲覧）。

遺産に主眼が置かれており、急速に失われつつある戦後の産業遺産等を保護するという点において、その制度を拡充する余地はあるものと思われる。

2-1-4 歴史まちづくり法と「日本遺産」制度

「近代化産業遺産群」が、複数の文化財を繋ぎ、ストーリー性を付与しているという特徴を持つということは前項で述べたが、ストーリー性の付与という点において、文化庁が選定する「日本遺産」も同様の理念を有している。

「日本遺産」は、2015（平成 27）年より文化庁により創設された文化遺産保護制度であり、「地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー」を認定するものである。そして、世界遺産や従来の指定文化財制度と比較し、「地域に点在する遺産を「面」として活用し、発信することで、地域活性化を図ること」を目的としている点に特徴がある¹⁷。

しかし、そもそも、文化財（群）にストーリー性を付与するという制度は、「日本遺産」が端緒となったわけではない。文化庁は、2007（平成 19）年より、「地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想¹⁸」である

「歴史文化基本構想」を提唱し、その後、平成 24（2012）年より策定が開始された（文化庁 2012）。本制度は、つながりのある文化財を周辺環境も含めて一体としてとらえた「関連文化財群」や、文化財（群）を核とし、文化的空間を創出するための「歴史文化保存活用区域」等を盛り込み、各地方公共団体が構想し、策定する形となった。しかし、2021（令和 3）年 11 月現在で全国 130 市町村の策定にとどまるなど¹⁹、取組が十分に浸透している状況とは言えない。また、2008（平成 20）年に文部科学省・国土交通省・農林水産省により施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称 歴史まちづくり法）」に基づく「歴史的風致維持向上計画」も、地域における歴史的風致・文化財等を“面”的に捉えた制度であることなどから、これまでの個別的、“点”的な文化財の保存活用から、“面”的、ストーリー的な保存活用へと文化財保護制度の理念が移行しつつあるといえる。

¹⁷ 文化庁「日本遺産」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/ を参照（2021 年 12 月 3 日最終閲覧）。

¹⁸ 文化庁「歴史文化基本構想」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/rekishibunka/index.html> より（2021 年 11 月 23 日最終閲覧）。

¹⁹ 文化庁「各地方公共団体が策定した歴史文化基本構想」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/rekishibunka/koso.html> より（2021 年 12 月 3 日最終閲覧）。

「日本遺産」は、「歴史文化基本構想」の取組が全国に十分に浸透していないことなどをふまえ、より地域活性化に貢献できるような、具体的な観光モデルを作成することを目指しているといえる。実際、2021（令和3）年11月現在で、全国104のストーリーが「日本遺産」として認定されている²⁰。また、本研究のフィールドとしている室蘭市の行政においても、日本遺産『本邦国策を北海道に観よ！～北の産業革命「炭鉄港」～』の認定が、地域の観光政策をすすめるうえで大きな要素となっている（詳しくは第4章において説明する）ことから、「日本遺産」と観光振興とは強く結びついているといえる。

以上のように、日本の文化財保護制度は、まず、文化財保護法以前に存在した諸制度が、当初は社寺にかかわる文化財の保護から出発し、史跡・名勝・天然記念物、それから社寺以外への文化財へと徐々にその範囲を拡大させていった。そして、それらを統合し成立した文化財保護法は、幾度かの法改正を経て、無形文化財、伝統的建造物群、登録文化財、文化的景観など、新たな文化財制度を新設しながら、社会情勢の変化に対応し、より広い範疇へと文化財の体系を更新していった。また、経済産業省による「近代化産業遺産群」や文化庁による「歴史文化基本構想」と「日本遺産」制度は、従来の、単体で“点”的に保存を目指した文化財保護制度と比較して、複数の文化財を繋ぎ、ストーリー性を付与することで、地域の広い範囲、あるいは複数地域にわたる“面”的な文化財保護を可能にし、さらには地域活性化や観光振興への貢献も重要な目的となっている。

こうした「文化財の保存から活用へ」という近年の文化財政策の傾向について、松田（2018）は、これまでの文化庁の報告書等を参考にしながら、以下の2点を述べている。まず、「活用」の意味が、(1)公開による活用（鑑賞、学術的な利用等）から(2)文化財の地域振興等への活用（地域振興、観光・産業振興、まちづくり、教育等）へと変化している。そして、「日本の文化財行政がこれまでも保存と活用の両方を意識して行ってきた」にもかかわらず、「保存偏重だと近年考えられるようになった」（松田 2018：30）。

しかし、このような文化財政策の方向性について、懸念や批判の声も一部には存在する²¹。こうした声について、同じく松田（2018）は、次のように述べている。

しかし、保存も活用も、つまるところは文化財の価値をどう追求するかについての問題である。だから、「文化財の保存から活用へ」について賛成か反対かを論ずることは、非建設的であるのみならず、そもそも間違った議論であ

²⁰ 「日本遺産 ポータルサイト」 <http://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/index.html> より（2021年12月3日最終閲覧）。

²¹ たとえば「文化財の観光活用 保存の土台揺るがすな」『岩手日報』2016年4月2日 など。

り、やめるべきだと提案したい。文化財の価値は二項では説明できないほどに多様な体系をもっており、その全体を丁寧に調整すれば、保存と活用の両立は十分に可能なはずである。文化財に見出せる幅広い種類の価値を考慮しながら、我々の社会はどの価値をどのように追求したいのかを、もっと積極的に議論すべきだろう（松田 2018 : 46）。

このように、ひとことに“文化財”といえど、その在り方は様々であり、「保存か活用か」という二元論では適さないほどにその価値は多様である。このことをふまえ、行政・民間を問わず、新たな文化財のかたちと、その保存と活用について模索していくことが望ましい。

2-2 戦後建築の保存活用

日本の近現代建築は、その価値が認められながらも喪失してしまったものが少なくない。石田（2019）によれば、そもそも、明治期の建築について研究が活発化し始めたのは1950年代後半のことである。なお、その時期においても、日本建築学会大会の協議会²²では、明治期の建築を評価する声と否定する声とがぶつかっていた。しかし、こうした明治建築への関心の高まりとともに、1961（昭和36）年には旧グラバー邸（長崎市）等が重要文化財に指定されることとなった。また、大正期の建築についても、文化庁は1970年代後半から文化財指定の検討を開始し、1983（昭和58）年には函館ハリストス正教会（函館市）が重要文化財に指定された。次いで、昭和期の建築についても、1997（平成9）年に明治生命館（1934年竣工、東京都千代田区）が初めて重要文化財に指定された²³。

第二次大戦後に建てられた戦後建築は、2006（平成18）年に広島平和記念資料館と世界平和記念聖堂（ともに広島市）が重要文化財に初めて指定されるなど、文化財としての評価が進んでいる。そうした動きの礎となっているのが、1988（昭和63）年に結成された DOCOMOMO（Documentation and Conservation of buildings, sites and neighborhoods of the Modern Movement）の存在である。DOCOMOMO は、オランダで結成された国際的非営利団体で、20世紀の近代建築、特にモダニズム建築を対象とし、保存、資料化を目的としている²⁴。1998（平成10）年には日本でも

²² 1960年度日本建築学会大会研究協議会「明治建築の評価」

²³ 文化財の情報については、文化庁「国指定文化財等データベース」を参照した。

²⁴ 「DOCOMOMO JAPAN」<https://www.docomomojapan.com/> より（2021年12月17日最終閲覧）。

DOCOMOMO JAPAN が組織され、1999（平成 11）年の「日本の近代建築²⁵20 選」を皮切りに、2021（令和 3）年現在までに 250 件が保存すべき重要な建築として選定されている²⁶。

ここからは、この 250 件のリストをもとに、日本における戦後建築の保存活用の現況について簡単に述べたい。本リストには、古くは 1921（大正 10）年竣工のもの（京都西陣電話局）、新しいものでは 1978（昭和 53）年竣工のもの（金沢市立図書館、三春町民体育館）までがリストアップされている。しかし、2021（令和 3）年現在までに、そのなかの少なくとも 21 件が解体されている。戦後建築は、明確な用途のうえ活用していくことが求められる。そのため、耐震改修等を適宜、行っていく必要があるが、建物によっては莫大な費用が必要となり、実際には企業や自治体による保存活用が主となっている。

250 件のリストのうち、戦後に建てられたもので、かつ現存しているものは 173 件であり、その保存主体は、A＝一般企業、B＝政府・自治体・独立行政法人・国立大学法人・地方公営企業、C＝財団法人・社団法人・市民団体、D＝個人、E＝その他と大きく 5 つに区分できる。具体的には、A＝一般企業が保存改修しているものは 32 件、B＝政府・自治体等は 80 件、C＝法人・市民団体等は 29 件、D＝個人は 20 件、E＝その他 10 件、保存主体が不明なものが 1 件だった。D＝個人が保存改修しているものは、すべて個人の住宅として使用されているものであり、その所有者が居住しながら適宜、改修を加えるといったものだった²⁷。また、E＝その他の主体が保存改修しているものに分類されたのは、すべてカトリック教会や寺院といった宗教法人によるものだった²⁸。C＝法人・市民団体等に関しては、私立大学などの学校法人によるものが 12 件、公益財団法人によるものが 12 件、その他が 5 件であり、「むろらん 100 年」のように、市民が自ら資金を集め保存改修しているものは、「工学院大学建築系同窓会」が所有している「タテシナクラブ山荘」のみであった²⁹。このように、一般市民が、近現代建築を活用に適するかたちで保存するハードルは高く、特に資金面での困難が大きい。

²⁵ ここでいう「近代建築」とは、「モダニズム建築」と意味が同一であり、本稿で用いる「近代建築」とは意味合いが異なる。

²⁶ 「DOCOMOMO JAPAN registration」<https://www.docomomojapan.com/registration/>（2021 年 12 月 22 日最終閲覧）。

²⁷ たとえば、上遠野徹が建築した「自邸」や東孝光による自邸「塔の家」など。

²⁸ たとえば、片岡献による聖クララ教会（カトリック与那原教会）や中原暢子による長覚院本堂など。

²⁹ 工学院大学建築系同窓会は、他にも戦後建築「白樺湖 夏の家」を保存活用しており、「建築を保存する会」（個人は入会時寄付金 300,000 円、維持協力金 12,000 円／年、企業は入会時寄付金 500,000 円、維持協力費 120,000 円／年）への支援金によって 2 棟を維持管理している。

「工学院大学建築系同窓会」<https://niche-alumni.com/2017/04/09/shirakabako/>（2021 年 12 月 17 日最終閲覧）より。

2-3 文化財としての旧三菱合資会社と旧絵鞆小学校の位置づけ

本章の最後に、本稿で扱っている旧三菱合資会社と旧絵鞆小学校の文化財としての価値について、文化財制度と DOCOMOMO の選定リストをもとに簡単に述べたい。

まず、旧三菱合資会社は、日本遺産「炭鉄港」の構成文化財に選出されているように、文化財としての価値が認められつつあるといえる。室蘭市における「炭鉄港」の構成文化財のうち、国指定文化財等は、登録有形文化財の「旧室蘭駅舎」のみである。しかし、「日本遺産」という新たな価値づけの制度のもと、より多様な建造物・作品が文化財としてみなされ、保存活用の対象となっていくといえる。

戦後建築である旧絵鞆小学校は、他の戦後建築と同様、その価値づけは充分でなく、一時は喪失の危機に瀕した。実際、室蘭市観光課への聞き取りでは、旧絵鞆小について、「(様々な活用の可能性は別として) 建築学的にとっても貴重な建物だったり、学問として評価されるような建物だったりというわけでもなく、歴史的建造物といえるほど歴史的な物でもないため非常に扱いが難しい施設」であると認識していた³⁰。

しかし、2012（平成 24）年に、日土小学校（愛媛県八幡浜市、1956 [昭和 31] 年建築）が国重要文化財に指定されたように、学校建築のなかでも各年代の意匠や建築思想が色濃く反映されたものは文化財として大きな価値をもつ。旧絵鞆小のような円形校舎もそのひとつで、同じく坂本鹿名夫の設計による新島学園短期大学研究棟（旧高崎市立女子高等学校円形校舎、1956 [昭和 31] 年建築）や朝日小学校円形校舎（三重県朝日町、1962 [昭和 37] 年建築）は、国の登録有形文化財である。また、DOCOMOMO の選定リストには、明倫学園円形校舎（横浜清風高等学校円形講堂、1959 [昭和 34] 年建築）と倉吉市立明倫小学校（鳥取県倉吉市、1955 [昭和 30] 年建築）という坂本鹿名夫の作品が 2 件選定されており、坂本の建築に対する学術的評価は高いといえる。そのなかでも、倉吉市立明倫小学校は官民共同で資金を出資し、「円形劇場くらしフィギュアミュージアム」として保存活用されており、同年代の円形校舎の活用例として貴重な物件である。しかしながら、坂本のもう一方の建築である明倫学園円形校舎は 2010（平成 22）年に解体されるなど、その価値が議論されつつも喪失してしまう事例も存在する。

以上から考えると、現存する数少ない三菱合資会社時代の建築としてその価値が広く認められている旧三菱合資会社だけでなく、比較的建築年代の新しい旧絵鞆小についても、他の円形校舎の事例や DOCOMOMO による保存活動を踏まえると、その価値について十分に議論することが必要である。

³⁰ 2021 年 10 月 4 日、室蘭市経済部観光課丸田さんへの聞き取りより。

3 建物にまつわる様々な「記憶」

3-1 「場所」と「記憶」

建造物などの「場所」と「記憶」の関係は、様々な研究分野で議論が積み重ねられてきた。たとえば歴史学者 P・ノラはその著書『記憶の場』において、風景や記念建造物、領土や遺産、地方文化や名所といった地域や場所の「記憶」の形成について、ひいてはフランスという空間全体のアイデンティティの歴史について議論している（ノラ 2002-2003）。また、建築学者 D・ハイデンは『場所の力』において、「記憶の源泉」としての場所の力と、都市景観の持つ意味について論じた（ハイデン 2002）。加えて、近年、社会学者 M・アルヴァックスの「集合的記憶」論（アルヴァックス 1989）の再評価が進んでいる（金 2012）。「集合的記憶」とは、個人的なものと考えられていた記憶が、集団にも存在すると想定してもちいられる概念で、個人だけでなく、集団でも、過去の特定のイメージを想起し、忘却するとされる（溝井 2009）。

こうした「場所」と「記憶」の関係性をめぐる議論は、日本においても、過去認識に関わる歴史地理学について 1990 年代以降の動向の概観と整理を試みた米家（2005）のように、その展開を総括する論文も登場している。また、それとは別に、具体的事例を用いて考察したものも存在する。

たとえば、青森県弘前市に所在するモダニズム建築群（前川國男建築である木村産業研究所、弘前中央高校講堂、弘前市庁舎、弘前市民会館、弘前市立病院、弘前市立博物館、弘前市緑の相談所、弘前市斎場）を調査した小野ほか（2011）は、モダニズム建築群としての市庁舎や市民会館、高校の講堂といった公共施設には市民の記憶、ライフヒストリーが蓄積しており、それらの建築群は、公共の過去を定義できる場として、社会的文化的価値につながるとした。また、「記憶」は、これらの建築群を対象に活動する市民団体の活動自体にも影響を与えており、たとえば会員がもつ保全・保存の意識は、同じ建築群に対する他の市民の思い入れを知る事により高まったなどと結論づけた。

これらの先行研究を踏まえると、本研究の対象である「むろらん 100 年」についても、建造物に対する市民・来訪者の多様な「記憶」の蓄積が、活動の動機づけや活動の指針としての役割を果たしているのではないかと考えられる。そこで本章では、「むろらん 100 年」が所有する旧三菱合資会社・旧絵鞆小に関する市民の記憶や認識、報道等に対する反響を取り上げ、それらが保存活動に与えた影響を明らかにしたい。また、旧三菱合資会社という建物自体が、様々な世代の「記憶」を蓄積し、継承する役割を果たしていることを明らかにしたい。

3-2 旧三菱合資会社の保存活用

「むろらん 100 年」が所有、活用している建物の一つである「旧三菱合資会社室蘭出張所」の略年表を表 2 に示した。まず、本建築は、1915（大正 4）年、北海道で売炭業を行っていた三菱合資会社の出張所として建築された。その後すぐ、1918（大正 7）年に三菱合資会社営業部が三菱商事として独立するとともに三菱商事の出張所となり、また、1924（大正 13）年には三菱鉱業の出張所となった。第二次大戦中は、1940（昭和 15）年の石炭配給統制法の公布により、石炭の売買が日本石炭株式会社によって独占されると、三菱鉱業室蘭出張所は廃止され、日本石炭によって使用されることとなった。第二次大戦後、海運会社が使用していた時期を経て、1976（昭和 51）年に北星電機株式会社（現 北星株式会社）が入居すると、それ以降は現在まで同株式会社の事務所として用いられてきた。しかし、2014（平成 26）年になると、建物の老朽化を理由に、所有する三菱マテリアルより解体の意向が伝えられた。市も建物の購入に難色を示したため、解体を回避すべく、北星株式会社の代表である村田正望氏ほか市民数名が「一般社団法人むろらん 100 年建造物保存活用会」を設立し、本建築を買収、保存活用しているものである³¹。

³¹ 旧三菱合資会社の略歴は室蘭工業大学歴史的建造物調査団（2016）に基づく。

表 2 旧三菱合資会社室蘭出張所の略年表

時期	内容
1893（明治26）年 7月	三菱社を改組し、三菱合資会社を設立。
1911（明治44）年	北炭の鉄道の国有化に伴い、炭鉱事業にて北海道へと進出し、札幌に北海道臨時調査化を設置。
1912（明治45）年	売炭業の拠点として、三菱合資会社小樽支店、及び三菱合資会社小樽支店附属室蘭出張所を設立。
1915（大正4）年 7月24日	新事務所（本建築）竣工。
1918（大正7）年	三菱合資会社営業部が三菱商事として独立し、本建築は三菱商事の室蘭出張所事務所となる。
1924（大正13）年	元扱い権（石炭の買い入れ、販売の権利）が三菱商事から三菱鉱業へと移管され、本建築は三菱鉱業の室蘭出張所事務所となる。
1945（昭和20）年	戦時下にて日本石炭株式会社が石炭の売買を独占的に請け負うこととなり、室蘭出張所は閉鎖される。以降、日本石炭株式会社が本建築を使用。
1976（昭和51）年 以前	興和海運株式会社が本建築の一部を使用（日本石炭株式会社は本建築から撤退済み）。
1976（昭和51）年	北星電機株式会社が、本建築の一室に事務所を構える。
1990年代	興和海運株式会社退去。
2011（平成23）年 ～	北星電機株式会社は北星株式会社へと社名を変更。本建築は北星株式会社の事務所として使用される。
2014（平成26）年	老朽化により解体の危機に瀕する。市民数名が「一般社団法人むろらん100年建造物保存活用会」を設立し、三菱マテリアルより買収する。

（出典）室蘭工業大学歴史的建造物調査団（2016）より一部改変

以上のように、旧三菱合資会社は、企業の事務所、社屋としての使用が主であり、小野ほか（2011）が扱った市庁舎、市民会館といった公共施設等とは異なり、一般市民が利用する機会はほとんど存在しなかったと考えてよいだろう。そのため、同じ室蘭市内にある旧室蘭駅舎などと比較すると、一般市民による“記憶の集積”がなされてきたとは言い難い。

実際、旧三菱合資会社の保全活用の主体である「むろらん 100 年」の村田正望代表理事は、自身の幼少期における旧三菱合資会社に関する記憶について、以下のよう

（幼年期や少年期に旧三菱合資会社には）1 度くらい来たことがあるかもしれない。古い匂いがする建物という感じだった。三菱などが法人を相手にしている事務所だったため、一般開放といったことは全くなかった。³²

このように、村田さん自身が幼年期や少年期に旧三菱合資会社を利用した記憶はほとんど存在しないという。また、室蘭市教委生涯学習課の松田さん、室蘭市経済部観光課の丸田さんにも同様の質問をしたが、旧三菱合資会社に関する個人的な記憶・思い出は特になかったということだった。

以上の聞き取り結果や、企業の事務所として存続してきたという本建築自体の歴史を踏まえると、旧三菱合資会社には市民の記憶は蓄積しておらず、よって建物自体に特筆すべき社会的文化的価値は生じ難いといえる。しかし、ここでいう「記憶」は、当事者として建物と接すること³³だけでなく、日常生活のなかで、建物を「いつもそこにある」と認識することによっても形成されるのではないだろうか。

³² 2021 年 10 月 1 日、村田正望さんへの聞き取りより。

³³ たとえば、市庁舎や博物館といった公共施設を利用する際のように、実際に施設の内部に入り、一定時間滞留する機会が日常的にあること。

表 3 旧三菱合資会社の保存活用にかかわる略年表

時期	内容
2012（平成24）年9月	「むろらんカルチャーナイト」にて本建築が初めて一般公開される。
11月	「全国工場夜景サミット」に併せて見学会が開かれる。
2013（平成25）年6月	建物内にキャンドルショップが併設される。
〃	本建築の築98年を祝う「98年祭」が開催される。
9月	まちあるきイベント「ぷらぷら室蘭2013」が開催され、本建築も紹介される。
2014（平成26）年7月	一般社団法人「むろらん100年建造物保存活用会」設立。
10月	「むろらん100年」が本建築を買収する。
11月	「99年祭」が開催される。
2015（平成27）年6月	本建築が築100年を迎え、「100歳誕生祭」が開催される。
9月	本建築の建物前に解説文を記した看板を設置する。
2016（平成28）年4月	室蘭工業大学の武田明純教授らにより本建築の図面が作製される。
6月	「101年祭」が開催される。
2017（平成29）年6月	「102年祭」が開催される。
11月	イベント「歴史遺産探検ウォーキング」が開催され、かつて本建築で勤務していた市民による講演会が当地にて開かれる。
2018（平成30）年6月	「103年祭」が開催される。
2019（令和元）年5月	本建築を構成文化財とする「本邦国策を北海道に観（み）よ！～北の産業革命『炭鉄港』」が日本遺産に認定される。
6月	「104年祭」が開催される。

（出典）筆者作成

表3に、旧三菱合資会社の保存活用にかかわる年表を示した。

本建築が初めて一般公開されたのは、2012（平成24）年の9月である。その後、2013（平成25）年に建築98年を祝う「98年祭」が開催されたのを機に、翌年度以降、年に一回、本建築の誕生を祝うイベントが開催されている。また、2016（平成28）年には室蘭工業大学により図面が作成された。そして、2019（令和元）年5月に、本建築が構成文化財のひとつである「炭鉄港」が「日本遺産」に認定された。

ここからは、旧三菱合資会社に関する市民の「記憶」や保存活用に対する反響について見ていきたい。

まず、2012（平成24）年の「むろらんカルチャーナイト」において旧三菱合資会社を初めて一般公開した際の反響について、村田代表理事は以下のように述べている。

あの建物って何だろう、入ってみたいけど入れるのかな？などに関心を持っている人が多かったようで、各紙に大きく取り上げられた。新聞社も関心があったのだと思う。³⁴

また、2013（平成25）年に耐震調査が行われ、耐震性が無いと診断された際の報道と反響について、村田代表理事は以下のように述べている。

耐震調査後は、取り壊しの危機にあることが室蘭民報³⁵の記事で伝わり、その掲載をfacebookで発信した頃、いまの副代表、の山田さん³⁶が室蘭をテーマにしたfacebookコミュニティに投稿し、広く発信され、あっという間に伝わった。

そのコミュニティに、市議会議員2名の他、市民何人か、映画監督などが手紙形式でメッセージを書いてくれ、その他にも多数のメッセージをリストにし、それらをまとめて存続のお願いとして三菱に送付した。³⁷

³⁴ 2021年11月19日、村田正望さんへの文面（メール）での聞き取りより。

³⁵ 室蘭市に本社を置く新聞社で、胆振総合振興局・日高振興局を報道の拠点としている。

³⁶ 「むろらん100年」の副代表理事である山田正樹さんのこと。

³⁷ 2021年11月19日、村田正望さんへの文面（メール）での聞き取りより。

図3は、上記のfacebookページである。このように、2012年の一般公開や2013年の耐震調査後の反響などをみると、それまで一般公開されることのなかった旧三菱合資会社にもかねてより関心を抱いていた市民も多く、それらの声が建物の存続へ向け大きな力となっていたことがわかる。

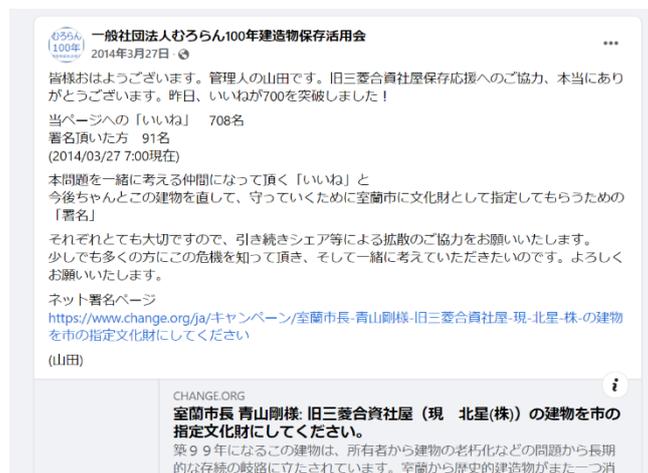


図3 旧三菱合資会社の存続へ向けた、現「むろらん100年」副代表理事山田正樹さんによるfacebookへの投稿（2014年3月27日）。

また、旧三菱合資会社の建物内には、本建築を訪れた市民や観光客が自由に書き込めるメッセージが展示・保管されており、図4はその冊子の一部を撮影したものである。

室蘭出張所建屋
建屋へのメッセージをお願いします！

年齢・年代	お住まい	メッセージ
70年代	小樽市	結婚して室蘭市に転入し、 34年間この建物の前をバスで通勤 してきました。
57	札幌市	建物の10年人の歴史と 地域の文化を語っています。
12	室蘭市	昔の歴史が感じ られますね！
55	札幌	木造の建物に かっこいい感じがする。 歴史を感じます。
29歳	東京都	この建物の歴史が 面白いです。
58歳	札幌市	この建物の歴史が 面白いです。
30才	ドイツ	建物の歴史を感じます。 とてもいい建物で、歴史を感じ ています。この建物は、 いいですね。
25歳	台北	昔の歴史を感じます。 建物の歴史が面白いです。

一般社団法人むろらん100年建造物保存活用会

室蘭出張所建屋
建屋へのメッセージをお願いします！

年齢・年代	お住まい	メッセージ
64下	札幌	素晴らしい歴史を感じます。
68	札幌	父が配炭公団の時代に寮に住んで 分析所に出社していたので、 この建物の歴史が、当時の 思い出を思い出させてくれます。
61		この建物は、 当時の歴史を感じます。 建物の歴史が面白いです。
49		この建物の歴史が面白いです。 建物の歴史が面白いです。
49		建物の歴史が面白いです。 建物の歴史が面白いです。
56	室蘭市	この建物の歴史が面白いです。 建物の歴史が面白いです。
50	札幌	この建物の歴史が面白いです。 建物の歴史が面白いです。
66	登別	この建物の歴史が面白いです。 建物の歴史が面白いです。

一般社団法人むろらん100年建造物保存活用会

図 4 旧三菱合資会社を訪れた市民・来訪者からのメッセージ（一部）

（出所）筆者撮影

この写真からは、たとえば「34年間この建物の前をバスで通勤 ながかしいです」といったメッセージや、「亡父が『配炭公団』³⁸時代に寮住まいし分析所³⁹に出社していたようです。亡母の実家が近所に在り、知り合ったとの事、懐かしい感じがしました」といったメッセージが確認できる。「記憶」という枠組みで考えると、前者は、当事者として関わるのがなくとも、建物の存在を日常の一部として認識していた記憶、後者は、当事者として関わっていた記憶（と、その話を耳にしたことによる二次的な記憶）とそれぞれ表現できるだろう。同冊子には、この他にも、「家族の転勤でいろいろ回り室蘭は3回目、この建物も気になってました」や「ずっと立ち寄りたかった建物でした」といったメッセージが書き込まれており、多くの市民が、当事者としての関わりや実際に利用した経験がなくとも、建物を日常風景の一部として記憶・認識していたことがわかる。加えて、上述したふたつの「記憶」だけでなく、建物を訪れた経験のない市民・来訪者からのメッセージも多数残されている。こうしたメッセージは、上述のふたつの記憶の形態が、「記憶」

³⁸ 第二次大戦後、1947（昭和22）年に日本石炭株式会社から石炭の買入・販売権が移行されるかたちで設立され、1949（昭和24）年まで存続した組織のことと思われる。

³⁹ かつて旧三菱合資会社の施設の一つとして敷地内に存在した石炭分析室のことか。

の再確認や更新という意味合いを持つのに対し、新たな「記憶」の形成がなされているといえる。

表3に示したように、イベントの際にはかつて本建築で勤務していた市民による講演会が開かれるなど、旧三菱合資会社は、建物に関わる当事者の記憶が集積する拠点としての役割を果たしてきた。しかし、「記憶」の種別を問わず、自身の思い出や感想をメッセージとして書き込むこと自体が、さらなる「記憶」の蓄積である。そうした意味では、旧三菱合資会社と、その内部に存在する数多くのメッセージならびにそれが書かれた冊子は、様々な「記憶」が具体化したものとして「集合的記憶」を創り出す役割、すなわち「記憶装置」の役割を果たしているといえる。

千葉県佐原市における「記憶の枠組み」について検証した窪田（2014）は、アルヴァックスの「集合的記憶」論をもとに、その創出プロセスを図5のように示した。

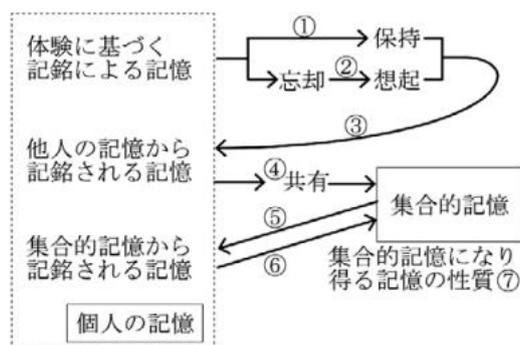


図5 集合的記憶の創出プロセス

（出所）窪田（2014）

窪田（2014）は、「記憶は、情報を覚えること（記録）、それを脳で保つこと（保持）、それを思い出すこと（想起）という三段階によって為される。（中略）『記憶の枠組み』とは、記憶が上記の三段階を踏む契機となる対象である」としている。窪田（2014）をもとに図5を説明すると、たとえば、①は「個人の記憶の保持」であり、実際に体験して記録された記憶は、保持され続けることを表す。②は「忘却した記憶の想起」で、体験に基づいて記録した記憶のうち、忘却してしまったものについても、過去を尋ねられたりすることが、想起する契機となることを表す。③は「他人の記憶からの記録」であり、実際には体験していなくとも、他人の記憶を自分の記憶として記録し得ることを表す。このような状況は、たとえば、歴史的な町並みや、廃墟となった商業施設など、元の記憶が記録された空間が形態残存すると生じる場合がある。④は「個人の記憶の共有」で、個人の記憶の内容が明示さ

れ、それを複数の人間が自分の記憶として記録することで、「記憶の共有がなされる」とされる。⑤・⑥・⑦は「集合的記憶と個人の記憶の関係」で、そのなかでも⑤・⑥は、個人の記憶は「集合的記憶」になり、反対に「集合的記憶」が個人の記憶に記録される関係を表す。⑦「集合的記憶になり得る記憶の性質」について、たとえば、窪田（2014）は調査地である千葉県佐原市の市民に、聞き取りをした情報をもとに、かつての佐原の風景を再現した地図や、佐原の建物利用の変遷がわかる地図などを展示するイベントを開いた。その際、これまでの市街地の変遷や、市内を流れる河川について、単なる思い出だけでなく、市街地が移動した要因や、宅地開発等により河川を利用しなくなった細かい経緯などを他の市民と話していたという。こうした傾向について窪田は、現に存在する市街地や河川についての記憶を語るにあたっては、それらに対する認識が変容した理由を他人に説明する必要が生じ、自分なりに論理づけたものだからではないか、としている。

ここで、図5に、旧三菱合資会社に関わる「記憶」を当てはめると、かつて当事者として関わっていた市民や、当事者として関わらずとも、日常の一部として建物を認識していた市民がもつ「体験に基づく記録による記憶」は①および②に該当する。そして、「元の記憶が記録された空間が形態残存」していると考えられる旧三菱合資会社では、③のプロセス、すなわち「他人の記憶からの記録」がなされる。そして、それらの記憶が講演会やメッセージというかたちで④のプロセスを経て共有されることにより「集合的記憶」となる。この、④のプロセスに関して窪田

（2014）は、「仲介者が個人の記憶を地図にまとめたり、解説を加えることが有効だ」と述べている。本論文において窪田（2014）は、ある地域のかつての様子を示した地図を作成することを念頭に置いているが、旧三菱合資会社の場合、メッセージが書かれた冊子そのものも、④のプロセスを経た「集合的記憶」であるといっただろう。そして、個人の記憶が「集合的記憶」となり、反対に「集合的記憶」が個人の記憶へ記録されるという⑤・⑥の関係のもと、旧三菱合資会社に関する「集合的記憶」が更新され続けているといえる。ただ、⑦「集合的記憶になり得る記憶の性質」については、窪田（2014）のように、市民が自身の記憶について他者へ語るという機会が、本研究の調査においては存在しなかった。そのため、本研究は、図5の完全な再検証とはなりえない。ただ、旧三菱合資会社は、大正期から現在に至るまでの室蘭の変遷を記録してきた建物であり、古くからこの建物を認知している市民にとっては、その存在は、幼少期から現在までの自身の記憶を想起するひとつの契機となるだろう。

さらに、「むろらん100年」の活動においては、主に市内の学生を対象とした講演会や建物の見学会が精力的に行われてきた⁴⁰。こうした活動は、若い世代の市民

⁴⁰ たとえば、「炭鉄港の魅力 村田さん熱く*道大谷室蘭高で講演」『北海道新聞』2019年7月25日 など。

へ、単に建物の存在を周知させるだけでなく、建物との直接的・間接的なかかわりの記憶を生成させることに貢献しているだろう。ひいては、そういった記憶が、歴史的建造物一般や市内の観光資源に対する興味関心につながると思われる。

3-3 旧絵鞆小学校の保存活用

次に、同じく「むろらん 100 年」のもとで保存活用が目指されている旧絵鞆小について、人びとの記憶との関わりを見ていきたい。

まず、表 4 に、旧絵鞆小の校舎・体育館棟の保存に至る経緯、表 5 に、旧絵鞆小の保存・利活用に向けたイベントの時期や内容をそれぞれ示した。

表 4 旧絵鞆小の校舎・体育館棟の保存に至る経緯

年月	出来事
2014（平成26）年6月	市教委が円形校舎のうち1棟の保存を決定し、貝塚出土品の展示を行う構想を示す。
8月	一般社団法人「むろらん100年建造物保存活用会」発足。
10月	「蘭歴建見会」により絵鞆小円形校舎2棟の保存を求める署名活動が開始される。
2015（平成27）年3月	絵鞆小学校が閉校し、武揚小学校・桜が丘小学校と統合し「みなと小学校」が新設される。閉校時の児童数218名。
8月	「蘭歴建見会」が円形校舎2棟の保存を求める2799人分の署名を市教育委員会に提出。
2017（平成29）年3月	室蘭市教育部長が「耐震性がなく、解体も含めて方向性を模索する」と発言する。これを受け、「むろらん100年建造物保存活用会」により「旧絵鞆小学校・保存活用ラボ」が開設される。
同年夏頃	「旧絵鞆小活用プロジェクト」発足。
2018（平成30）年2月	市が体育館棟について「公募で売却先を探す」と表明。
7月	市が円形校舎2棟の売却先の公募を開始。
10月	旧絵鞆小校舎の公募締め切り。「旧絵鞆小活用プロジェクト」1件のみ応募。
11月	「旧絵鞆小学校・保存活用ラボ」が校舎保存に向け、市長に1188人分の署名を提出。しかし、「旧絵鞆小活用プロジェクト」が提案した活用案は不採用となり、市が体育館棟の解体方針を固める。
2019（令和元）年6月	市教育委員会が体育館棟を2020年4月までに解体する方針を示す。
8月	市教委が校舎2棟を一般公開し、約900人が訪れる。
9月	市が校舎解体費を含んだ関連予算案を提出。
10月	「旧絵鞆小活用プロジェクト」により校舎保存に向けたクラウドファンディングが開始される（18日）。クラウドファンディングが目標金額に達する（31日）。

2020（令和2）年1月	市が体育館棟の売却・保存を決定
10月	体育館棟が「むろらん100年」に売却される。
2021（令和3）年11月	旧絵鞆小のグラウンドの一部が住宅用地として売却される。

（出典）筆者作成

表5 旧絵鞆小の保存活用に向けたイベント

年月	イベントの内容	イベントの主体
2014（平成26）年10月	フォーラム（絵鞆小学校を含めた市内の歴史建築の利活用を提言）	むろらん100年建造物保存活用会
2017（平成29）年5月	旧絵鞆小学校の校舎見学会	蘭歴建見会
2018（平成30）年3月	旧絵鞆小学校の利活用を考える講演会とワークショップ	旧絵鞆小活用プロジェクト
5月	旧絵鞆小学校の利活用に関する講演会	〃
7月	旧絵鞆小学校に関する展示会	〃
2019（令和元）年10月	クラウドファンディングの説明会（12,17日）	〃
〃	イオン室蘭店にてクラウドファンディングのチラシ配布（27日）	〃

（出典）筆者作成

表4からわかるように、旧絵鞆小は、2015（平成27）年の3月に周辺小学校と統合されるかたちで閉校した。校舎の保存を求めて署名活動などが行われていたものの、2017（平成29）年3月に、室蘭市により解体の方向性が示された。これを受け、「むろらん100年」の理事である三木真由美さんが中心となり「旧絵鞆小活用プロジェクト」を立ち上げた。2018（平成30）年2月、市は、解体の方向性を覆し、2棟ある円形校舎のうち校舎棟を市が活用し、体育館棟は公募で売却先を探すことを表明したが、名乗り出る団体はおらず、「旧絵鞆小活用プロジェクト」のみ

が応募した。その後、同年 11 月に「旧絵鞆小活用プロジェクト」により活用案が市に提出されるも、不採用となり、体育館棟の解体方針が固められた。2019（令和元）年 9 月には市が体育館棟の解体費を含んだ関連予算案を提出したものの、同年 10 月、「旧絵鞆小活用プロジェクト」により校舎保存を目指したクラウドファンディングが実施され、目標の 1 千万円に到達した。その後、2020（令和 2）年 1 月に市は体育館棟の売却・保存を決定し、同年 10 月に「むろらん 100 年」へ売却された。

また、表 5 にあるように、校舎の保存活用には様々なイベントが行われた。閉校前の 2014（平成 26）年 10 月には、「むろらん 100 年」により、イベント内でその活用が提言された。また、2017（平成 29）年 5 月には、同じく室蘭市内で歴史的建造物の調査・活用を行っている市民団体「蘭歴建見会」により、校舎見学会が行われている。その後も、「旧絵鞆小活用プロジェクト」により、講演会、ワークショップ、展示会などが開催され、クラウドファンディングの際には、スーパーマーケットでチラシを配布するなどした。

旧絵鞆小は、学校施設という性質上、市民の記憶の蓄積という点では、旧三菱合資会社とは異なる様相を呈している。旧絵鞆小は、特徴的な円形校舎を有していることもあり、かねてより周辺地域における象徴的な存在として親しまれてきた⁴¹。表 4 にもあるように、2015（平成 27）年 3 月の閉校を待たずして、市により円形校舎 1 棟の保存が目指されているなど、行政の観点においても様々な価値を持ちうる建造物であったといえる。しかしながら、円形校舎 2 棟での保存を目指し、「蘭歴建見会」と「むろらん 100 年」により様々な活動が行われた。

日常風景の一部として認識していた場合を除き、それまでほとんど存在を認知されていなかった旧三菱合資会社と比較して、旧絵鞆小の場合は、表 4 にもあるように 2015 年に 2799 人、2018 年に 1188 人の署名がそれぞれ集まるなど、関心を寄せている市民が多かったことがうかがえる。また、「むろらん 100 年」内においても、代表理事である村田正望さんをはじめ、理事やサポーターのなかの卒業生が「校舎を 2 棟残してほしいという強い思い」をもっていた⁴²ことも、保存運動へ結びついたといえる。

しかしながら、「むろらん 100 年」の理事であり、「旧絵鞆小活用プロジェクト」の代表として校舎の保存における主体となった三木真由美さんは、室蘭市内における旧絵鞆小の認知度について、次のように語っている。

⁴¹ たとえば、「＜読者と選ぶ室蘭 100 景＞ 54 *絵鞆小の円形校舎* 卒業生尽きぬ思い出」『北海道新聞』2006 年 10 月 6 日では、室蘭の風景の一つとして、卒業生の談話とともに円形校舎が取り上げられている。

⁴² 2020 年 7 月 6 日、三木真由美さんへの文面での聞き取りより。

絵鞆は半島（絵鞆半島）の先にあり、いまは東室蘭駅の方に人口の8割が集中している。絵鞆の方にはあまり人がたくさんいるわけでもなく、学校自体も道⁴³からちょっと外れているので、校舎があることを知っていないと、（絵鞆の方まで来て）なかなか認知されない状態だった。そのため東室蘭駅の近くに住んでいるような人は「絵鞆（小学校の校舎）ってそんなに残さないといけないものなの」という方が多かった。⁴⁴

このように、旧絵鞆小の周辺地域ではその存在を広く認知されていたが、人口が集中する蘭東地域などでは、その存在を認知していない市民も多かったという。また、存在を認知していたとしても、その建築的・歴史的・観光資源としての価値等については意識していない人がほとんどだった。

そのため、表5にあるように、講演会、展示会、活動についてのチラシ配布など、様々なイベントを開催することで、市民に旧絵鞆小の存在や価値を周知していくこととなった。

こうしたイベントを開催する過程での、旧絵鞆小に対する市民の意識の変容について、三木さんは次のように述べている。

イベント参加者は、旧絵鞆小の卒業生でぜひ残してほしいという方もいたが、「新聞報道で円形校舎というものがあることは知っていたが、その価値や可能性については考えたこともなかった」という方々が多かったように思う。そのような方々に客観的に価値や魅力を伝えることで、残すべきではないか？という世論作りができたと思う。⁴⁵

このように、旧絵鞆小の保存に向けた活動は、その存在自体を周知すること、そして、もともと学校を認知していたが、それを「日常風景の一部」としか捉えていなかった市民に、建物がもつ様々な価値を伝えることという、2つの意味合いを持っていたといえる。

以上のように、旧三菱合資会社と旧絵鞆小という、年代や機能の異なる2つの建築における「記憶」と保存活動とのかかわりについて整理してきた。ここで、保存活動開始以前における2つの建物について、「建物の認知度」と「建物の価値の理解度」という2つの観点で比較したい。まず、旧三菱合資会社は、2012年まで一般公開される機会がなかったことからわかるように、建物を認知している市民は少なかった。しかし、建物の存在を認知していた市民は、日常生活において繰り返し

⁴³ 祝津町と室蘭駅方面とを結ぶ道道699号線

⁴⁴ 2020年7月8日、三木真由美さんへの聞き取りより。

⁴⁵ 2020年7月6日、三木真由美さんへの文面での聞き取りより。

目にするなかで、歴史的・美的価値を感じ、個人的な愛着を持っていたことは、図4に示した冊子の記述からも推察できる。対して、旧絵鞆小は、小学校という性質上、市内でも認知している市民が多かった。しかし、その認知は「室蘭市内に数ある小学校のひとつ」といったものであり、円形校舎が有する様々な価値については、そもそも意識していない市民が多かったと推察される。そのため、保存活動においては、建物がもつ価値を認識してもらうことが重要だった。

4 市民が近現代建築を保存活用するということ

4-1 「むろらん 100 年」のこれまでの活動

第 2 章で述べたように、近現代建築、特に継続的な活用が求められる戦後建築は、保存・改修に莫大な資金が必要なことなどから企業や自治体が主体となることがほとんどである。

しかし、なかには「むろらん 100 年」のように、市民が主体となって保存活用を目指す事例も存在する。

そこで、本章では、「むろらん 100 年」を具体例とし、市民が主体となって近現代建築を保存活用する際の活動の継続要因や、市民が主体となることの利点について検討したい。また、行政への聞き取り調査をもとに、地方都市における文化財行政・観光振興の望ましい方向性と、その際の行政と市民団体との協同の在り方について、室蘭市と「むろらん 100 年」を具体例として述べたい。

まず、本節ではこれまでの「むろらん 100 年」の活動について概観する。表 6 に、「むろらん 100 年」のこれまでの活動を示した。

表 6 一般社団法人「むろらん 100 年建造物保存活用会」のこれまでの活動

時期	内容
2014（平成 26）年 7 月	一般社団法人「むろらん 100 年建造物保存活用会」設立。
10 月	旧三菱合資会社を買収する。
11 月	旧三菱合資会社の築「99 年祭」を開催する。
2015（平成 27）年 3 月	小冊子「むろらん歴史街歩きガイド vol.1」を作成する。
6 月	旧三菱合資会社が築 100 年を迎え、「100 歳誕生祭」を開催する。
2016（平成 28）年 6 月	「101 年祭」を開催する。
2017（平成 29）年 2 月	「道新 地域げんき大賞」を受賞する。
6 月	「102 年祭」を開催する。
同年・秋	北海道開基 150 年企画として、連続 10 回の「まち歩き＋講演会」を開始する。
11 月	150 年企画の第 1 回企画「歴史遺産探検ウォーキング」を開催する。

2018（平成30年）6月	「103年祭」を開催する。
9月	150年企画の第9回企画として、井上角五郎 ⁴⁶ をモチーフとした「角ちゃん祭り」を開催する。
2019（平成31年）2月	「地域再生大賞」の優秀賞を受賞する。
5月	「日本遺産」に「炭鉄港」が認定される。
6月	「炭鉄港」の「日本遺産」認定記念講演会を開催する。
〃	「104年祭」を開催する。
2020（令和2年）10月	旧絵鞆小学校体育館棟を購入する。
2021（令和3年）12月	「旧絵鞆小・観光構想プロジェクト」の発足を目指す。

（出典）筆者作成

第1章でも述べたように、「むろらん100年（一般社団法人むろらん100年建造物保存活用会）」は、2014（平成26）年4月に「旧三菱合資会社室蘭出張所」を買収・保存するために発足した。年に一度、開催されている、旧三菱合資会社の建築を記念した「〇〇年祭」を軸に、2017（平成29）年からは、北海道開基150年を記念した10回連続の講演会とまち歩き企画を実施し、現在の室蘭の祖である井上角五郎をモチーフとした「角ちゃん祭り」を開催するなど、一般市民が参加できるイベントを精力的に行ってきた。また、2019（令和元）年5月には「日本遺産」に「炭鉄港」が認定され、所有する旧三菱合資会社もその構成文化財となった。2020（令和2）年10月には、旧絵鞆小の体育館棟を購入し、現在、その補修と活用を目指している。また、現在の理事は4名で、代表理事の村田正望さん、副代表理事の山田正樹さん、理事の三木真由美さん、吉田みゆきさんが中心となって活動している。

4-2 多様な方向性をもつ会員

「むろらん100年」を特徴づける点のひとつは、会員の出自の多様さである。たとえば、代表理事である村田さんは、生まれは室蘭市内だが、東京の大学へと進学したのち、現在、代表取締役を務める株式会社北星を継ぐために室蘭市へと帰郷した。また、理事のひとりである三木さんは、出身は道外だが、室蘭市へと移り

⁴⁶ 1907（明治40）年に日本製鋼所を設立するなど、工業都市としての室蘭の基礎を築いたとされる人物。

住んだ。加えて、そのほかの理事2名も、室蘭を出身とし、道外への在住を経て室蘭へUターンするなど、室蘭市外での居住経験をもつ会員が理事として活動をすすめている。この点に関して、道外出身の三木さんは次のように述べている。

よそ者の気持ちがわかって、でも室蘭も長くて、室蘭の人とも市民活動で関わりを持っている⁴⁷ので良いところも悪いところも知っていますし、その間（行政と市民の間）に入るとというのが自らの本業で、こういう活動（「むろらん100年」の活動）でもそういう役割なので、その間にいる人によってプロジェクトの進み方が異なってくると思っている。

（中略）室蘭には今まで鉄鋼や重工業の産業があって、地域のこういった魅力があるというような発信をする必要がなかった。観光とかに力を入れる必要がなかったので観光はずっと弱かった。まちづくりのようなことを一生懸命やろうという人はいたし、「鉄冷え」などいろいろな経済の変化はあったが、それでも室蘭の資源を使って何か観光しようという動きはなかった。⁴⁸

このように、三木さんや村田さんといった、室蘭市外での居住経験をもつUターン・Iターン者は、室蘭市の観光業の弱さや、古い建築を残さないという土地柄のデメリットを認識していた。

敷田（2009）は「よそ者」の地域にもたらす効果を5つに分類している⁴⁹が、そのうちのふたつが、地域資源の価値を見出す「地域の再発見効果」と、地域側に気づきをもたらし、地域が変容するという「地域の変容を促進する効果」である。

「むろらん100年」の活動においても、市内において、これまであまり重要視されてこなかった歴史建築に目を向けるという「地域の再発見効果」と、旧三菱合資会社や旧絵鞆小学校の保存運動などの取り組みを継続するなかで、歴史建築に対する地域の人々の認識が変容していくという「地域の変容を促進する効果」が生まれたといえる。敷田（2005）は「よそ者」の本質について「何かを超えて地域にはない視点や基準で行動している点にある」と述べており、こうした「何かを超えて地域にはない視点や基準」を「むろらん100年」の会員が持ち合わせているといえる。

以上のように、室蘭で生まれ育った会員だけでなく、室蘭で生まれUターンした会員、市外からIターンした会員という、それぞれ異なる出自をもつ会員が協同

⁴⁷ 三木さんは、室蘭市のNPOの活動を支援する、いわゆる中間支援組織である「室蘭NPOセンター」の代表を兼任している。

⁴⁸ 2020年7月8日、三木真由美さんへの聞き取りより。（）内は筆者の補足。

⁴⁹ 敷田（2009）は、交流活動によりよそ者がもたらす役割を、「地域の再発見効果」、「誇りの涵養効果」、「知識移転効果」、「地域の変容を促進する効果」、「地域とのしがらみのない立場からの解決案の提示」の5つに分類した。

し、行政やまちづくりの弱点を認識したうえで、これまで隠れていた地域資源を発掘することができるといえよう。

また、会員がもつ方向性や目的の多様さも、「むろらん 100 年」のもつ特徴のひとつである。

たとえば、代表理事である村田さんによると、理事 4 名について、ビジョンや政策（村田さん）、意見や実行（山田さん）、観光や会計など実務（三木さん）、観光アドバイスや関係者関係構築（吉田さん）と、それぞれが異なる方向性や得意分野を持っているという⁵⁰。たとえば、山田さんは「むろらん 100 年」の副代表理事でありながら室蘭商工会議所に勤務しており⁵¹、行政や市民団体とはまた異なる立場から室蘭市の地域振興に関わっているといえる。また、理事である吉田さんは、NPO 団体「室蘭映画制作応援団」の主要メンバーとして、室蘭市内での映画製作をバックアップした経験をもつ⁵²。また、サポーターズクラブの事務局長を努めている関浩勝さんは、写真家として、旧絵鞆小を題材にした写真集を出版するなど、理事 4 名とは異なる分野から室蘭市の魅力を発信している。

このように、「歴史的建造物を保存活用し地域の活性化を図る」という法人としての目的は共通しつつも、会員の各自がもつ方向性や得意分野が異なることにより、より広い観点での法人運営が可能になっている。また、行政・議員・商工会議所・企業・メディア・市民というように、法人の活動をすすめるうえでは様々な主体や組織との連携が必要である。たとえば、第 3 章の表 3 にもあるように、村田さんは旧三菱合資会社に関する様々なイベントを企画・開催し、それらの取材や報道を通して室蘭民報や北海道新聞といった新聞社との関係性を深めていった。また、三木さんは NPO の中間支援組織としての活動を通して市民を支援するとともに、旧絵鞆小の保存活動等のなかで行政職員との関わりを深めていった。こうした、各自の得意分野と、それを活かした活動が、様々な主体・組織との連携を深めることにつながったと考えられる。

4-3 活動資金の調達

本章の冒頭でも述べたように、近現代建築の保存活用には莫大な費用が必要となる。そのため、企業や自治体が保存・改修の主体となり、資金を捻出することがほとんどだが、「むろらん 100 年」のように市民団体が主体となる事例も存在する。しかしながら、その活動資金の調達には困難が伴う。

⁵⁰ 2021 年 11 月 19 日、村田正望さんへの文面での聞き取りより。

⁵¹ 「むろらん 100 年」公式ホームページ

<http://muroran100.com/%e5%85%a5%e4%bc%9a%e3%81%ae%e3%81%94%e6%a1%88%e5%86%85/> より（2021 年 12 月 18 日最終閲覧）。

⁵² 同上。

第1節で述べたように、「むろらん100年」はこれまで様々なイベントを開催するとともにオリジナルグッズを販売しており、これらの収益も法人にとって重要な資金となる。しかし、これだけでは活動資金が不足するため、その他にも様々な方法で資金を集めている。

そこで、本節では、「むろらん100年」の活動資金の調達方法である(1) サポーターズクラブ (2) 募金 (3) クラウドファンディングについて説明するとともに、他の事例から、文化財の保存・活用に取り組む市民団体の活動資金について、その現状を述べたい。

まず、(1) のサポーターズクラブ制度は法人発足2年後の2015年に開始されたものである⁵³。年会費は2000円であり、室蘭市内外問わず、2017年現在では関東や関西地方に約80名の入会者が存在する⁵⁴。活動資金の調達を目的のひとつとするが、それだけに留まらず、より広く市民・会員に室蘭市の歴史的建造物について認知してもらい、あるいは、主体的に活動してもらうことをさらなる目的としている。

たとえば、発足当初には、サポーターが主体となり旧三菱合資会社や市内の歴史的建造物に建物の由来や概要などを説明する看板を設置した⁵⁵。また、2016年10月には、室蘭市内の歴史的建造物を巡り歩く「歴史まち歩き」を主催している⁵⁶。加えて、年1回のサポーターズクラブ総会を開催し、法人の事業計画を定めていた⁵⁷。

しかしながら、2017年現在での会員数が80人であることを考えると、十分な資金を調達できているとはいえない。加えて、コロナ禍により、「むろらん100年」としての対面型イベント同様、サポーターズクラブとしての活動も滞っている状況にある。この点に関して村田さんは、「サポーターズクラブ会費はなかなか集められていないが、これから力を入れていきたい」⁵⁸と記しており、メインである法人の活動に並行して有料コンテンツを継続して提供することの難しさが推察される。

⁵³ 「歴史的建造物 市民がサポーター*室蘭で始動*会費で補修、催しも」『北海道新聞』2015年9月26日

⁵⁴ 「<道新地域げんき大賞>室蘭の町並み 観光資源に*『100年建造物保存活用会』選出*物語性ある歴史 発信」『北海道新聞』2017年2月3日

⁵⁵ 同上。

⁵⁶ 「室蘭の歴史的建物巡って画像発信を*あす『まち歩き』」『北海道新聞』2016年10月14日

⁵⁷ 「旧三菱出張所保存へ補修費など事業計画*サポーターズクラブ総会」『北海道新聞』2016年12月11日

⁵⁸ 2021年11月19日、村田正望さんへの文面での聞き取りより。

次に、(2) の募金について述べる。「むろらん 100 年」の公式ホームページには「募金のお願い」のページがあるように、募金は法人の運営にとって重要な役割を果たしている (図 6)。



図 6 「むろらん 100 年」ホームページ
「募金のお願い」

同ページには、募金のリターンとして建物への名前の掲載や、様々なお礼をする旨が記されており、2014 年時点では、オリジナルカレンダーや近隣店舗の商品が寄付者に贈られることとなっていた⁵⁹。

このように、個人だけでなく企業からの協賛も含め、募金は継続的に資金を得るうえで重要な手法であると考えられる。

(3) のクラウドファンディングは、活動を広く周知するという意味でも、有効な手法であり、旧絵鞆小の買収の際には、大きな役割を果たした。

旧絵鞆小の買収時には、計 1700 万円を調達することで保存への目処を立てたが、そのうちクラウドファンディングは 1146 万円、寄付 (覚書) 等が約 500 万円強だった。そのなかでも、覚書の約 8 割が室蘭市内からのものであったのに対し、クラウドファンディングは、住所がわかるもののうち室蘭市外からのものが 7 割以上を占めた⁶⁰。

⁵⁹ 「旧三菱合資建物 保存へ募金開始」『北海道新聞』2014 年 11 月 15 日

⁶⁰ 2020 年 7 月 6 日、三木真由美さんへの文面での聞き取りより。

このように、募金や寄付金と比較して、クラウドファンディングは地域の内外を問わず、広くから資金を募ることができるといえる。また、通常、クラウドファンディングは、図7のように「CAMPFIRE」など専用のWebサイト上で行われる。こうしたサイトに情報を発信することで、直面している課題や将来の展望をわかりやすく発信できるとともに、普段、室蘭市や「むろらん100年」と関わりがない市外・道外のユーザーが、活動を知るきっかけとなる。



図7 旧絵鞆小のクラウドファンディングページ

(出所) <https://camp-fire.jp/projects/198859/activities/102383>

以上のように、市民が主体となって建築を保存活用する場合、その資金調達が大きな課題となる。サポーターズクラブや会員制度、寄付といった従来の手法だけでなく、クラウドファンディングといった新たな手法を取り入れることが、継続的な団体運営に向けて有効であると思われる。

4-4 地方都市の文化財行政・観光振興と市民団体—令和以後に向けて

第2章で述べたように、日本における文化財保護制度は、その対象範囲を拡大させるかたちで改正が重ねられてきた。また、「日本遺産」のように、複数の文化財をつなぎ、ストーリー性を付与することにより観光振興を目指す動きも活発化してきた。その一方で、比較的年代の新しい戦後建築など、その価値が十分に議論されないまま喪失してしまうものも少なくない。

特に、人口減少や産業構造の変化に伴って財政状況が悪化し、文化財行政の充実や歴史的建造物の保存活用に対するハードルが高まっているのは、全国の地方都市に共通する課題である。この点について、室蘭市教育委員会の松田さんは次のように話している。

担当者レベルとしては、様々な物件があるなか、「これが重要だ」と指定する行為は軽々しくできない。指定物件にすることで指定した側にも保存の義務が生じる。(中略) 人口減少と、保存にかかるコストを考えると、指定の自由度は低くなっていく。⁶¹

文化財は、その誕生からおおむね 50 年以上経過しているものが対象とされるが、保存のコストや地域における価値など、「50 年以上経過」という画一的な基準だけでなく様々な要素を考慮する必要がある。実際、旧絵鞆小や、戦後建築としての価値が議論されている室蘭ユースホステル(1972 [昭和 47] 年開業、田上義也設計)に関しては、現時点では文化財指定の流れはないという⁶²。

このような現状のなかで、「日本遺産」制度と、2019 (令和元) 年 5 月の「炭鉄港」の「日本遺産」認定は、「むろらん 100 年」の活動や室蘭市の観光行政に大きな変化をもたらした。

まず、室蘭市が発表している「室蘭市観光振興計画」は、1989 (平成元) 年、1998 (平成 10) 年、2009 (平成 21) 年、そして 2020 (令和 2) 年と、その内容が更新されてきたが、最新版である令和 2 年版と、平成 21 年版を比較すると、その内容には大きな変化が見られる。

たとえば、令和 2 年度版は、平成 21 年度版と比較して、図 8 のように、観光開発の具体的なイメージが示されている。

⁶¹ 2021 年 9 月 30 日、室蘭市生涯学習課松田さんへの聞き取りより。

⁶² 同上。



図 8 平成 21 年度版（左）と令和 2 年度版（右）の
「室蘭市観光振興計画」

（出所）平成 21 年度室蘭市観光振興計画, p.14

令和 2 年度版室蘭市観光振興計画, p.12

こうした、観光開発における具体的なイメージの呈示について、室蘭市観光課の丸田さんは、次のように話している。

平成 21 年度版は、ものすごく抽象的で、なんとなく全体のことを書いており、何でもかんでもやるという感じで、逆に言うと、何をやっていくのかよくわからないという感じだった。令和 2 年度版を作成するにあたっては、基本理念として「稼ぐ観光」を掲げた。

このように、抽象的で具体的な観光政策が不足していた平成 21 年度版と比較し、令和 2 年度版では、「稼ぐ観光」という理念のもと、理想とするイメージを示した。このイメージを製作するにあたっては、胆振総合振興局や JR 北海道、市内の観光に関する事業者をはじめとして、地域おこし協力隊や「むろらん 100 年」のような市民団体・NPO へのヒアリングを実施した。このことにより、観光地周辺のバス停の整備など、より細やかで具体的な施策を示すことができています。

また、もう一点の大きな変化として、令和 2 年度版では、「炭鉄港」をはじめとした「歴史・文化遺産」の活用が提言されている。

こうした方向性について、室蘭市観光課の丸田さんは次のように話している。

「日本遺産」認定以前は、観光課ではなく教育委員会の方で文化遺産などを担当していた。「炭鉄港」は途中で教育委員会から観光課に所管を移し、文化資源を観光に役立てていくという方向にスイッチしてきた。⁶³

このように、室蘭市内の文化遺産の活用について、「日本遺産」の認定をきっかけに、観光での活用へと、その方向性が大きく変化したことがわかる。

「炭鉄港」の「日本遺産」認定は、市の観光行政だけでなく、「むろらん100年」の活動にも大きな影響を与えた。「日本遺産」の認定について、村田代表理事は次のように話している。

「日本遺産」の認定はとても重要だった。室蘭プリンスホテルで「日本遺産」の講演会を行った際には⁶⁴、鈴木北海道知事にメッセージをいただき、市長に講演会のあいさつをしていただくなどした。同じ年（2019年）の2月には、共同通信社「地域再生大賞」⁶⁵の優秀賞を受賞した。

「地域再生大賞」の優秀賞を受賞したのは「日本遺産」の認定前であるから、もともと「むろらん100年」の活動が注目されていたことには違いないが、「日本遺産」の認定は、法人がこれまで行ってきた活動の、社会的・文化的価値の裏付けとなったといえる。加えて、「日本遺産」に認定された2019年からの3年間で、構成文化財をもつ全12市町で総額約7千万円の補助金を受けることができる⁶⁶。12市町ということもあり、各自治体が自由に利用できる補助金は限られるが、「むろらん100年」のような市民団体にとって、資金調達の面では大きな支援となりうる。

ただ、現時点において「炭鉄港」の管轄は観光課に一任されている状況にあり、観光振興と文化財保護・文化財の情報発信における正当性とを両立させるためにも、観光課と教育委員会とが共同で「炭鉄港」を推進していくことが望ましい。

前節で述べたように、「むろらん100年」の村田さんや三木さんは、室蘭市の観光業の弱さや、古い建築を残さないという土地柄のデメリットを認識していた。こうした、行政とは異なる視点で地域資源を見出す、あるいは行政の弱点を補い、さ

⁶³ 2021年10月4日、室蘭市観光課丸田さんへの聞き取りより。

⁶⁴ 2019年6月8日、室蘭プリンスホテルにて、「むろらん100年」の主催により、「日本遺産」の認定を記念する講演会「2030年近未来ビジョンを考えよう 炭鉄港・北海道の未来をつなぐ室蘭の誇り」が行われた。

⁶⁵ 全国46の地方紙と共同通信社が共同で行っている、「地域活性化に取り組む」団体を表彰する制度。

⁶⁶ 「日本遺産に炭鉄港*小樽観光 増す深み*複数認定 道内初*広域連携に課題」『北海道新聞』2019年5月21日

らなる地域振興を目指すという「むろらん 100 年」は、行政に対するオルタナティブな立場から地域を支えているといえる。

一方で、「日本遺産」の認定をひとつの契機として、室蘭市が歴史・文化遺産を積極的に観光振興へと取り入れるようになったこと、「稼ぐ観光」という基本理念を打ち出したことは先に述べた。「むろらん 100 年」も、こうした行政の姿勢の変化を認識しており、旧三菱合資会社・旧絵鞆小などを活用した観光振興に力を入れている。

表 4「旧絵鞆小の校舎・体育館棟の保存に至る経緯」に記したように、2021（令和 3）年 11 月には、室蘭市により旧絵鞆小のグラウンドの一部が住宅用地として売却されることが決定された。このことに関連して、「むろらん 100 年」は旧絵鞆小の観光活用を目指し、観光プロジェクトである「旧絵鞆小・観光構想プロジェクト」を発足させる計画を市に伝えた⁶⁷。本プロジェクトは、「むろらん 100 年」の会員だけでなく、議員や知識人等、広く市民が参画することが構想されており、計画のなかでは、旧絵鞆小が所在する祝津町商店会との連携も明示されている。

このように、行政に対するオルタナティブな視点を残しつつも、具体的な観光計画をすすめるにあたっては行政との連携を深めるなど、様々な主体と関連しつつ、これまで見落とされてきた地域資源の再発見に貢献できるということが、市民団体が文化財を保存活用するうえでの利点であるといえよう。

⁶⁷ 2021 年 12 月 9 日、村田正望さんへの聞き取りより。

5 結論

本稿では、一般社団法人「むろらん 100 年建造物保存活用会」を事例に、建物に蓄積される人々の「記憶」と、その「記憶」が保存活動に与える影響を明らかにし、市民団体が近現代建築を保存活用するうえでの困難や利点を明らかにするとともに、行政との協同のありかたについて考察した。

まず、旧三菱合資会社については、2012（平成 24）年の一般公開以前は、ほとんど一般市民が利用する機会はなかったものの、日常風景の一部として認識していた市民は存在し、それらの「記憶」や新聞報道等への反響は、保存活動をすすめるうえでの動機や指針となっていた。旧絵鞆小については、その存在をかねてより認知していた市民は多かったものの、学校という建物の性質上、その価値については考えてもいなかった市民が多かった。そのため、保存活動を行うにあたっては、建物をもつ様々な価値を周知させることが重要だった。

また、「むろらん 100 年」は、U ターン・I ターン者が中心となって室蘭市という地域の弱さを認識したうえで、様々な主体と連携し、活動をすすめていった。市民団体が建物を保存改修する際には、資金面での困難が伴うが、サポーターズクラブ制度や寄付金といった従来手法だけでなく、クラウドファンディングなどの新たな手法を用いることにより、活動を継続させていった。

そして、こうした市民団体は、行政とは異なる視点でまちづくりについて提言することができる。人口減少に伴う財政難から、文化財行政や観光振興への予算が限られるという共通の課題をもつ地方都市にとっては、未指定文化財の価値を見出し、さらなる地域振興を図ることができるといった点で、市民団体は重要な立場にある。ただ、こうした、行政に対するオルタナティブな視点を残しつつも、具体的な観光政策をすすめるうえでは、様々な主体と関連しつつ、行政との連携が求められる。

人口減少が続く地方都市では、文化財行政や観光振興に用いることのできる予算は限られている。しかし、「日本遺産」といった新たな文化財保護制度のもと、指定/未指定問わず、地域の文化財を活かした観光政策を検討するのは有効である。その際には、これまで、その価値を議論されることのなかった戦後建築の保存活用を視野に入れるとともに、市民や市民団体と協同し、地域資源を再発見していくことが重要である。

本稿では、保存活用の主体や行政への聞き取り調査を行ったが、地域住民への聞き取りを行えず、具体的な「記憶」の内容について深く調査することができなかった。また、「記憶」が蓄積している空間・建物の具体的な活用方法についても議論できていない。また、近現代建築の保存活用にかかわる他の市民団体の事例との比較も充分ではないと思われる。以上の点を今後の研究課題としたい。

謝辞

本稿の執筆に際し、調査にご協力いただいた、一般社団法人「むろらん 100 年建造物保存活用会」代表理事の村田正望さん、理事の三木真由美さん、室蘭市教育委員会生涯学習課の松田宏介さん、室蘭市経済部観光課の丸田之人さんに心より感謝申し上げます。お忙しいなかお時間を割いていただき、本当にありがとうございました。

また、調査・執筆に関しご指導いただきました担当教員の宮内泰介先生をはじめ、地域科学研究室の皆様がこの場を借りて深く感謝申し上げます。

参考文献

- アルヴァックス, M. 著, 小関藤一郎訳, 1989 『集合的記憶』 行路社
- 石田潤一郎, 2019 「建築史研究と保存再生デザイン」, 田原幸夫+笠原一人+中山利恵 編『建築と都市の保存再生デザイン 近代文化遺産の豊かな継承のために』 鹿島出版会, 115-135.
- 一般社団法人むろらん 100 年建造物保存活用会
https://www.facebook.com/muroran100years/?ref=nf&hc_ref=ARQ4f7M0dTPaLNIXSxblrR1JPvwvuFmHh945P4cBPvjApoQEi0-rbOq-7PQbQBgTfMA
(2021 年 12 月 12 日最終閲覧)
- 小野ちれか, 後藤春彦, 佐藤宏亮, 山崎義人, 2011 「市民によるモダニズム建築群の保存活動を通して醸成される社会的価値—青森県弘前市に集積する 8 件の前川建築を対象とした市民活動に着目して—」『日本建築学会計画系論文集』 76 (669) : 2169-2176.
- 金瑛, 2012 「集合的記憶概念の再考 : アルヴァックスの再評価をめぐって」『フォーラム現代社会学』 11 : 3-14.
- 窪田亜矢, 2014 「水郷の商都・佐原における『記憶の枠組み』についての研究—『歴史的なもの』との関係をふまえた考察—」『日本建築学会計画系論文集』 79 (705) : 2443-2452.
- 経済産業省, 2007 「近代化産業遺産群 33」
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/creative/kindaikasangyoisan/pdf/isangun.pdf (2021 年 11 月 25 日最終閲覧)
- 米家泰作, 2005 「歴史と場所 : 過去認識の歴史地理学」『史林』 88 (1) : 126-158.
- 境野飛鳥, 斎藤英俊, 大和智, 平賀あまな, 2010 「GHQ/SCAP 文書内の文化財保護法草案・法案の分析・考案 文化財保護法の成立過程に関する研究 その 1」『日本建築学会計画系論文集』 75 (647) : 253-261.
- 敷田麻美, 2005 「よそ者と協働する地域づくりの可能性に関する研究」『えぬのくに』 50 : 74-85.
- 敷田麻美, 2009 「よそ者と地域づくりにおけるその役割にかんする研究」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』 9 : 79-100.
- 炭鉄港推進協議会 編, 2021 『北の産業革命「炭鉄港」本邦国策を北海道に観よ！公式ガイドテキスト』
- 塚本學, 1991 「文化財概念の変遷と史料」『国立歴史民俗博物館研究報告』 35 : 273-295.
- 中村賢二郎, 2000 『文化財保護制度概説』 ぎょうせい
- 西村幸夫, 2009 「文化的景観と都市保全学」, 奈良文化財研究所 編『奈良文化財研究所研究報告 第 1 冊 文化的景観研究集会 (第 1 回) 報告書 文化的景観とは何か?—その輪郭と多様性をめぐって—』 奈良文化財研究所, 5-10.
- 日本産業遺産研究会+文化庁歴史建造物調査研究会 編著, 1998 『建物の見方・しらべ方 近代産業遺産』 ぎょうせい

- ノラ, P. 編, 谷川稔監訳, 2002-2003 『記憶の場-フランス国民意識の文化=社会史』
全3巻 岩波書店
- ハイデン, D. 著, 後藤春彦・篠田裕晃・佐藤俊郎訳, 2002 『場所のカーパブリック・ヒストリーとしての都市景観—』学芸出版社
- 文化庁, 1999 「有形文化財（美術工芸品）の保存・活用に関する検討協力者会議
（報告）8月 第Ⅲ 重要美術品の整理等について」
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hokoku/yukeibunkazai/seiri.html>
（2021年11月22日最終閲覧）
- 文化庁, 2012 「歴史文化基本構想策定技術方針」
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/rekishibunka/pdf/guideline.pdf> （2021年11月26日最終閲覧）
- 文化庁文化財部記念物課 監修, 2005 『日本の文化的景観農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書』同成社
- 文化庁文化財部記念物課 監修, 2010 「探掘・製造, 流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究（報告）について」
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/keikan/pdf/hokoku.pdf> （2021年11月23日最終閲覧）
- 松田陽, 2018 「保存と活用の二元論を超えて—文化財の価値の体系を考える」, 小林真理編『文化政策の現在3 文化政策の展望』東京大学出版会, 25-49.
- 溝井裕一, 2009 「伝説と集合的記憶--伝説において過去はいかに「想起」されるのか」『関西大学東西学術研究所紀要』42: 61-99.
- 室蘭工業大学歴史的建造物調査団, 2016 『室蘭の歴史的建造物に関する研究 第八巻 旧三菱合資会社小樽支店附属室蘭出張所の調査報告』
- 室蘭市, 2009, 2020 『室蘭市観光振興計画』
- 室蘭市, 2020 『室蘭市都市計画マスタープラン』
- 森嶋俊行, 2011 「旧鉱工業都市における近代化産業遺産の保存活用過程—大牟田・荒尾地域を事例として—」『地理学評論』84 (4): 305-323.
- 森嶋俊行, 2014a 「近代化産業遺産の保存と活用に関する政策的対応の比較」『E-journal GEO』9 (2): 102-117.
- 森嶋俊行, 2014b 「企業創業地における近代化産業遺産の保存と活用—倉敷地域と日立地域の比較分析から—」『経済地理学年報』60: 67-89.
- 山村高淑・張天新, 「文化的景観と場所論: 「文化的景観」概念の歴史的市街地保全への適用に関する考察」『京都嵯峨芸術大学紀要』29: 21-35.
- 和田勝彦, 2002 「文化財政策の変遷」, 川村恒明 監修・著『文化財政策概論 文化遺産保護の新たな展開に向けて』39-72. 東海大学出版会
- DOCOMOMO JAPAN 「registration 日本におけるモダン・ムーブメントの建築」
<https://www.docomomojapan.com/registration/> （2021年12月22日最終閲覧）